

食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する
年次報告書（令和4年度版）

令和5年9月

三重県

目 次

はじめに	1
1 食の安全・安心に関する情勢と令和4年度の実施概要	2
（1）新型コロナウイルス感染症の影響	2
（2）食品等の監視指導体制の充実と食品表示適正化への対応	2
（3）食品事故等への対応	2
（4）県産農畜水産物の国際水準認証取得を進める取組	2
（5）家畜伝染病への対応	2
2 食の安全・安心確保施策の体系	3
3 食の安全・安心確保推進体制	4
（1）三重県食の安全・安心確保推進会議	4
（2）三重県食の安全・安心確保のための検討会議	5
4 令和4年度に実施した施策	6
基本的方向1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実	
（1）基本的方向1の取組方向	6
（2）令和4年度の実施状況	6
施策① 生産資材に関する指導、検査	6
施策② 生産段階のガイドラインの作成・指導	9
施策③ 生産環境に関する調査	10
施策④ 生産・加工・調理・販売段階の監視指導	11
施策⑤ 食品等の試験・検査	16
施策⑥ 調査研究の推進とその成果の普及啓発	18
トピックス 農薬管理指導士研修会を開催しました！	19
基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備	
（1）基本的方向2の取組方向	20
（2）令和4年度の実施状況	20
施策① 県民への情報提供	20
施策② 食品関連事業者等への情報提供	22
施策③ 食品関連事業者団体への取組支援	25
施策④ コンプライアンス意識の向上に対する支援	26
施策⑤ 自主基準の設定及び公開の促進	27
施策⑥ 自主的な情報発信等に対する支援	29
施策⑦ 認証制度の推進	30
施策⑧ 健全かつ持続可能な経営への支援	32
施策⑨ 食品関連事業者からの情報への対応等	33
トピックス 複数部連携によるコンプライアンス研修会を開催しました！	34

基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する
環境の整備

(1) 基本的方向3の取組方向	35
(2) 令和4年度の取組状況	35
施策① 情報提供の推進	35
施策② 食の安全・安心に関する教育の推進	38
施策③ 相談対応の充実	42
トピックス 学生が食品関連事業者の取組を調査しました！	43

基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開

(1) 基本的方向4の取組方向	44
(2) 令和4年度の取組状況	44
施策① 人材の育成	44
施策② 相互理解の増進	47
施策③ 関係者との連携及び協働	48
施策④ 県民運動の展開	49
トピックス 産官連携による県民向け食の安全・安心研修会を開催しました！	50

【資料編】 用語解説	51
------------	----

はじめに

食は、我々が日々の生活を送るうえで基本となるものであり、健康で豊かな生活を送るためには食の安全・安心が確保されなければなりません。

近年、製造技術の高度化や輸入食品の増加等により、我々の食生活を取り巻く環境は大きく変化しており、また、食に関するさまざまな問題が繰り返し発生していることから、およそ半数の県民の皆さんが食の安全に対し、不安を持たれています（注）。

三重県では、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進し、県民の健康の保護、食品関連事業者と県民との間の信頼関係の構築、安全でかつその安全性を信頼できる食品の供給及び消費の拡大に寄与することを目的として、平成20年6月に「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

条例施行に伴い、条例第10条の規定に基づき「三重県食の安全・安心確保基本方針」（以下「基本方針」という。）を定め、施策の方向性を体系づけるとともに、施策の実施計画である「三重県食の安全・安心確保行動計画」を毎年度策定し、総合的な取組を進めてきました。

この年次報告書は、条例第8条の規定に基づき、三重県が実施した令和4年度の食の安全・安心確保施策についてとりまとめ、県議会へ報告するとともに、広く県民の皆さんに公表するために作成しました。

本報告によって、県民の皆さんをはじめ食品関連事業者の皆さんが、三重県における食の安全・安心に関する現状や県の施策に関する理解と関心を深めていただき、県とともに食の安全・安心の確保のための取組を積極的に推進されることを期待します。

（注）令和4年度eーモニターアンケート「食と健康及び食の安全・安心」より

【条例第8条】（年次報告）

知事は、毎年、議会に、食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

1 食の安全・安心に関する情勢と令和4年度の取組概要

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の長期流行が人々の暮らしや事業活動に変化を及ぼし、食の安全・安心に関する県民や食品等事業者※の意識にも影響を及ぼしました。こうした状況に対応しながら、安全・安心な食品等が安定的に供給されるよう、監視指導を実施するとともに、Web等の多様な方法を活用して消費者や食品関連事業者等※への情報発信や啓発に取り組みました。

(2) 食品等の監視指導体制の充実と食品表示適正化への対応

消費者に安全な食品を提供するため、「三重県食品監視指導計画」に基づき、食品等事業者への監視指導や食品の収去検査※を実施しました。また、監視指導時に「食品表示法※」に基づき加工食品等における食品表示状況の確認に取り組みました。これらの結果、不適正表示について改善指導を実施するとともに、アサリの産地を偽装し、販売していた事業者に対して指示・公表を行いました（3事業者）。

(3) 食品事故等への対応

全国における食中毒の発生件数は、平成10年をピークにおおむね減少傾向で、令和4年度は1,009件（患者数8,572人）、県内においては、5件（患者数71人）の発生がありました。また、食品の自主回収の報告は、県内では18件（条例に基づくもの0件、「食品衛生法※」又は「食品表示法」に基づくもの18件）ありました。

こうした中、食品事故等の防止に向け、HACCP※に沿った衛生管理の啓発や、事業者へのコンプライアンス※研修に取り組みました。

(4) 県産農畜水産物の国際水準認証取得を進める取組

農畜水産業経営体の経営体制を強化し、消費者に安全・安心な農畜水産物が安定的に供給されるよう、全国で国際水準認証の取得の取組が進んでいます。県においても、積極的に認証取得を推進した結果、国際水準GAP※については農産物264農場、家畜・畜産物14農場、農場HACCP※については23農場、水産エコラベル※では7件が認証を取得しています。

(5) 家畜伝染病への対応

高病原性鳥インフルエンザ※については、令和4年10月に岡山県で確認されて以降26道県84事例発生し、過去最大の約1,771万羽が殺処分の対象になりました。また、豚熱※については、令和4年4月に茨城県で確認されて以降4都県9事例の発生がありました。県内ではいずれの発生もありませんでした。県では、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病の発生防止のため、飼養衛生管理基準※の遵守徹底に向けた指導、野生いのししによる感染拡大の防止対策とともに、豚熱や豚熱ワクチンの安全性について情報提供するなど風評被害の抑止に取り組みました。

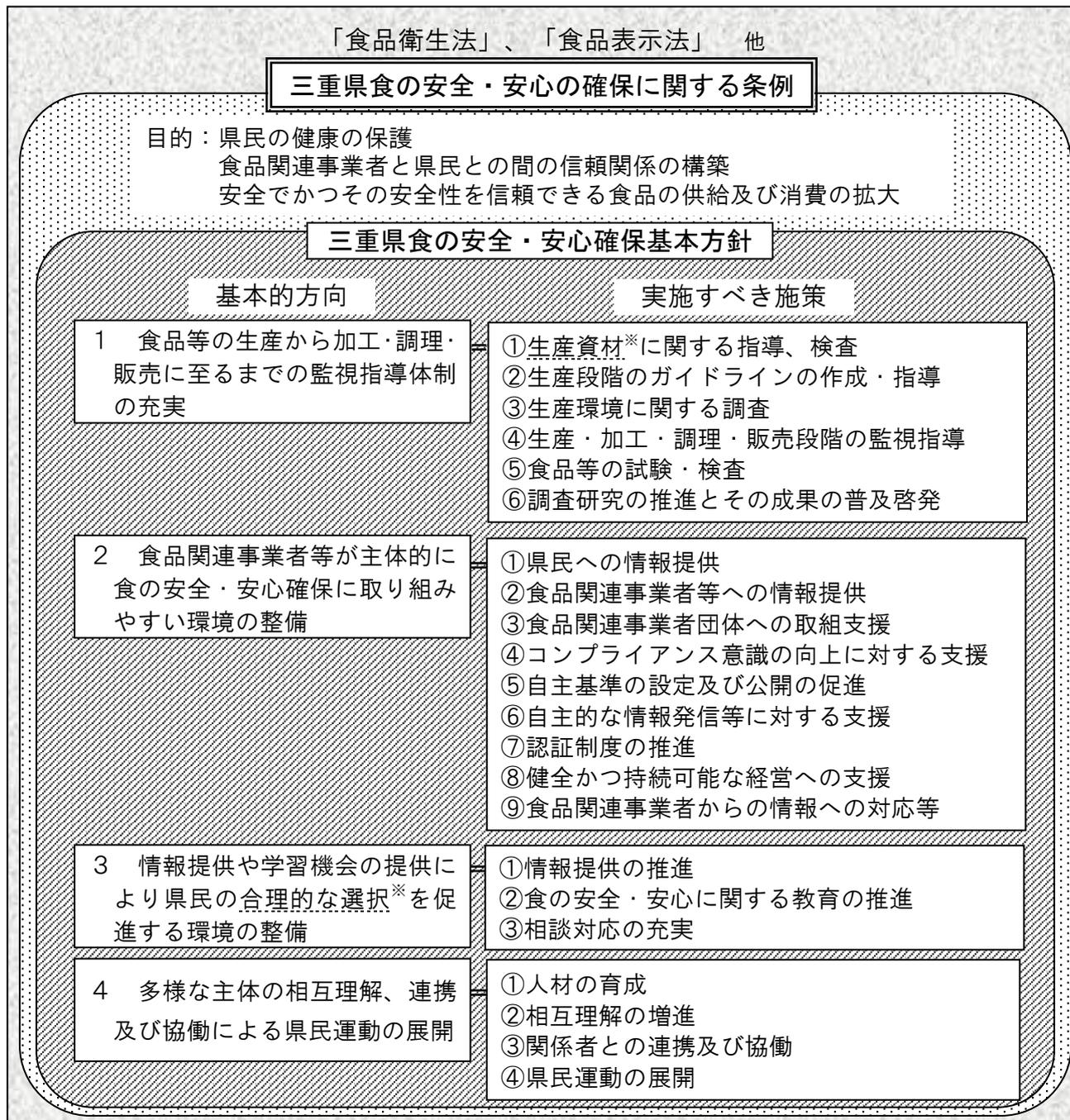
2 食の安全・安心確保施策の体系

食の安全・安心確保のため、「食品衛生法」、「食品表示法」等、多くの法律が定められています。

三重県では、食の安全・安心確保に関する施策を総合的に推進するため、平成20年6月に条例を制定しました。

条例に基づき、食の安全・安心の確保に関する基本的方向と実施すべき施策を示した「三重県食の安全・安心確保基本方針」を定めています。

食の安全・安心確保施策の体系図



3 食の安全・安心確保推進体制

(1) 三重県食の安全・安心確保推進会議

食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、庁内における推進体制として、条例第11条に基づき「三重県食の安全・安心確保推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置しています。

また、推進会議のもとに幹事会を置き、関係各課長による協議調整を行っています。

○ 構成員（令和4年度）

委員長：危機管理統括監 [※]
副委員長：医療保健部長、農林水産部長
委員：防災対策部長、戦略企画部長、総務部長、環境生活部長、雇用経済部長、教育長

- 食の安全・安心に関する危機が発生した場合は、「三重県危機管理計画」に基づき対応する体制としています。
- 食の安全・安心に関して専門的に検討する必要があると認める場合には、専門部会を置くことができます。

○ 推進会議開催実績（令和4年度）

7月1日	第1回推進会議 (1) 食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書（令和3年度版）（案）について
3月29日	第2回推進会議 (1) 三重県食の安全・安心確保行動計画（案）（令和5年度）について て (2) 「三重県農畜水産物安全確保監視指導計画」の見直しについて

○ 幹事会開催実績（令和4年度）

6月24日	第1回幹事会（書面開催） (1) 食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書（令和3年度版）（案）について
2月6日	第2回幹事会 (1) 食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書暫定版（令和4年度版）について (2) 「三重県農畜水産物安全確保監視指導計画」の見直しについて (3) 三重県食の安全・安心確保行動計画（案）（令和5年度）について て

(2) 三重県食の安全・安心確保のための検討会議

食の安全・安心の確保に関する施策を調査審議するため、条例第 28 条に基づき、知事の附属機関として、「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置しています。

○ 委員名簿（10 名） （敬称略・令和 5 年 3 月 31 日現在）

分野	氏名	所属・役職
消費者	安村 富子	三重県生活協同組合連合会（理事）
	中村 恵	三重県食生活改善推進連絡協議会（副会長）
	梶田 淑子	三重県女性会連絡協議会（会長）
食品関連事業者	東元 崇史	三重県農業協同組合中央会（企画総務部長）
	高間 実	三重県漁業協同組合連合会（指導部統括調査役）
	北川 誠	日本チェーンストア協会 （マックスバリュ東海株式会社 人事総務本部品質管理グループマネージャー）
	山田 恵一郎	みえ食の“人財”育成プラットフォーム（理事） （太陽化学株式会社 品質保証部理事）
	海住 康之	一般社団法人三重県食品衛生協会 （専務理事 兼 事務局長）
学識経験者	平島 円	国立大学法人三重大学教育学部（教授） ◎会長
	池山 朱美	公益社団法人三重県栄養士会（副会長）

○ 検討会議開催実績（令和 4 年度）

8 月 4 日	第 1 回検討会議 （1）食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書（令和 3 年度版）（案）について （2）令和 4 年度三重県食の安全・安心確保行動計画について（報告） （3）各団体からの食の安全・安心確保に関する情勢報告及び施策への要望について
12 月 26 日	第 2 回検討会議（書面開催） （1）「三重県農畜水産物安全確保監視指導計画」の見直しについて

4 令和4年度に実施した施策

基本的方向1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実

- 【実施すべき施策】
- ①生産資材に関する指導、検査
 - ②生産段階のガイドラインの作成・指導
 - ③生産環境に関する調査
 - ④生産・加工・調理・販売段階の監視指導
 - ⑤食品等の試験・検査
 - ⑥調査研究の推進とその成果の普及啓発

(1) 基本的方向1の取組方向

生産段階や加工・調理・販売段階での監視指導、検査を実施し、これらに関する情報の公開・提供を迅速に行い、県民の意見を反映して監視指導体制と取組内容を充実します。また、食の安全・安心に関する科学的知見[※]の集積に努め、調査研究の推進とその成果の普及啓発を行います。

(2) 令和4年度の取組状況

施策① 生産資材に関する指導、検査

施策の取組方向

農薬、動物・水産用医薬品、飼料、肥料等の使用または生産・販売について、指導、立入検査を実施します。

施策の実施状況

【農薬・肥料に関する監視指導】

- 農薬・肥料の適正な流通を確保するため、農薬販売者（102件）、肥料生産業者・販売業者（105件）への立入検査を実施しました。その結果、違反事例はありませんでした。
- 農薬使用者や農産物直売所責任者による農薬の適正使用に向けて、農薬適正使用啓発研修会を開催（557回）し、農薬使用基準の変更情報を周知するとともに、農薬の適正使用や生産履歴の記帳[※]の励行を普及推進しました。

【動物（水産）用医薬品、飼料等に関する監視指導】

- 動物用医薬品や飼料及び飼料添加物の適正な流通、使用並びに管理を図るため、動物用医薬品販売業者（51件）、飼料及び飼料添加物の販売業者（37件）、畜産農場（109戸）の監視指導を実施しました。その結果、違反事例はありませんでした。
- 水産用医薬品の適正かつ効果的な使用に向けて、魚類養殖業者への薬品の使用状況調査や巡回指導を実施しました（147件）。その結果、薬品の使用状況に問題はありませんでした。

課 題

【農薬・肥料に関する監視指導】

- 農薬・肥料の適正な流通については、「農薬取締法」及び「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づく適正な運用が必要です。
- 農薬の適正な使用については、農薬使用者や農産物直売所責任者が、適正使用に関する知識の習得と理解を深めることが必要です。

【動物（水産）用医薬品、飼料等に関する監視指導】

- 安全・安心な畜水産物が安定的に供給されるよう、動物（水産）用医薬品、飼料及び飼料添加物の販売業者、畜産農場、魚類養殖業者による適正な流通、使用及び管理が行われる必要があります。

今後の対応

【農薬・肥料に関する監視指導】

- 引き続き、農薬・肥料の適正な流通が図られるよう、これまでの監視指導実績もふまえ、農薬・肥料の販売業者等への監視指導を適切に実施するとともに、通報に基づく疑義情報への対応に重点化した監視指導に取り組みます。
- 引き続き、農薬使用者や農産物直売所責任者が、農薬の適正使用に関する知識・理解をさらに深められるよう、研修会を開催します。

【動物（水産）用医薬品、飼料等に関する監視指導】

- 引き続き、家畜や養殖魚に与える動物（水産）用医薬品や飼料及び飼料添加物が、適正に流通、使用、管理されるよう、販売業者、畜産農場、魚類養殖業者に対する監視指導に取り組みます。

(参考)

令和4年度三重県農畜水産物安全確保監視指導計画における目標と実績（R5.3末）

農薬販売者への立入 検査	対象数	目標	実績	違反 件数
	982 件	100 件	102 件	0 件
肥料の生産業者・販 売業者への立入検査	対象数	目標	実績	違反 件数
	667 件	100 件	105 件	0 件
動物用医薬品販売業 者への立入検査	対象数	目標	実績	違反 件数
	148 件	50 件	51 件	0 件
飼料・飼料添加物販 売業者への立入検査	対象数	目標	実績	違反 件数
	94 件	33 件	37 件	0 件
生産者への動物用医 薬品使用に対する監 視指導	対象数	目標	実績	違反 件数
	386 件	103 件	109 件	0 件
生産者への飼料使用 に対する監視指導	対象数	目標	実績	違反 件数
	386 件	103 件	109 件	0 件
生産者への水産用医 薬品使用に対する監 視指導	対象数	目標	実績	違反 件数
	147 件	147 件	147 件	0 件

※ 違反件数には、不適切であったが指導等により改善したものを除く

施策② 生産段階のガイドラインの作成・指導

施策の取組方向

病害虫防除の手引き[※]や適正施肥の手引き[※]等の各種ガイドラインを作成するとともに、生産履歴の記帳の普及及び農薬、動物・水産用医薬品、飼料、肥料等に関する情報提供や指導を実施します。

施策の実施状況

【農畜産物の生産に関する情報提供や指導】

- 生産者が病害虫の発生動向に即して的確な防除対策を実施できるよう、病害虫発生予察情報[※]（予察予報7回、注意報2回、特殊報2回）及び技術情報（16回）を発表しました。
- 農薬の使用方法の変更に対応するため、指導者向けの「病害虫防除の手引き」に加え、「三重県農薬情報システム[※]」（「三重県農薬情報システム」）
- 農作物の品質や安定した収穫量の確保に向けて、適正施肥の手引きを県ホームページに公表し、施肥基準に基づく適正施肥や土づくりを啓発しました。
- 高病原性鳥インフルエンザや豚熱・アフリカ豚熱、口蹄疫等の家畜伝染病の発生防止のため、国内外の発生状況を生産者及び関係者に周知するとともに、飼養衛生管理基準の遵守徹底に向けた指導や野生いのししによる感染防止対策に取り組みました。



【養殖水産物に関する情報提供や指導】

- 消費者に安全・安心な養殖水産物を安定的に供給できるよう、全ての魚類養殖業者（147件）を対象に、水産用医薬品の適正使用や使用管理状況の把握、魚病のまん延防止対策を水産関係団体と連携して指導するなど、自主衛生管理の取組に向けた支援を実施しました。

（支援内容）

養殖技術講習会（1回）

養殖生産工程管理手法[※]を参考とした養殖場の巡回指導（17回に分けて実施）

魚病診断（338件）

養魚速報の発行（8回）

課題

【農畜産物の生産に関する情報提供や指導】

- 生産現場での的確な病害虫防除を推進するため、病害虫の発生動向や農薬の使用方法の変更に関する情報を、迅速に生産者に提供する必要があります。
- 家畜伝染病の発生予防やまん延防止を図るためには、生産者が飼養衛生管理基準を遵守することが必要です。

【養殖水産物に関する情報提供や指導】

- 安全・安心な養殖水産物を安定的に供給するため、魚類養殖業者による自主衛生管理を支援する必要があります。

今後の対応

【農畜産物の生産に関する情報提供や指導】

- 引き続き、生産者が病虫害の発生動向に即して的確な防除対策を実施できるよう病虫害発生予察情報の提供や、指導者向けの「病虫害防除の手引き」の掲載内容の充実を図ります。
- 病虫害の発生予防を含めた総合防除を推進するため、令和5年4月1日施行の「改正植物防疫法」に基づく「総合防除計画」を作成・公表します。
- 引き続き、県内で飼養されている家畜の健康状態を確認するとともに、生産者に対して飼養衛生管理基準の遵守徹底を指導します。

【養殖水産物に関する情報提供や指導】

- 養殖水産物の衛生管理体制を強化するため、引き続き、魚類養殖業者を対象とした講習会の開催、養殖生産工程管理手法の指導、養殖魚の魚病診断、養魚速報による情報提供に水産関係団体と連携して取り組みます。

施策③ 生産環境に関する調査

施策の取組方向

有害物質等による土壌等の生産環境や生産物の汚染について、対応マニュアルや調査計画を作成し、調査を実施します。

施策の実施状況

- 国における農作物や農用地土壌の有害物質に関する規制や基準策定の動向を注視し、必要な情報収集に取り組むとともに、国が実施する農作物や農用地土壌における有害物質の含有実態調査に協力しました。

課題

- 県内に「農用地土壌汚染防止法※」に基づく指定地域はありませんが、引き続き、国における農作物や農用地土壌の有害物質に関する規制や基準策定に的確に対応していくことが必要です。

今後の対応

- 引き続き、国における農作物や農用地土壌の有害物質に関する規制や基準策定に対応するため、必要な情報収集を行うとともに、国が実施する有害物質の含有実態調査に協力していきます。
- 農作物や農用地土壌から有害物質が検出された場合には、危機管理マニュアルに基づき適切に対応します。

施策④ 生産・加工・調理・販売段階の監視指導

施策の取組方向

国等と連携して、「食品衛生法」、「食品表示法」、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（以下「食糧法[※]」という。）、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（以下「米トレーサビリティ法[※]」という。）、「農産物検査法[※]」及び「不当景品類及び不当表示防止法」（以下「景品表示法[※]」という。）等による効果的な監視指導を実施するとともに、食品表示制度の普及啓発を積極的に行います。

施策の実施状況

【施設の衛生に関する監視指導】

- 「食品衛生法」及び「三重県食品衛生法施行条例」の改正に伴う新たな許可並びに届出制度について、食品等事業者への周知に取り組みました。
また、令和3年6月から原則として全ての食品等事業者に対し、HACCPに沿った衛生管理が制度化されたことから、監視による取組状況の確認及び指導を実施しました。
- 「三重県食品監視指導計画」に基づき、以下の3点を重点監視指導事項として監視指導を実施しました（8,387件、詳細は14ページ参照）。
 - 発症時に重症化の可能性がある腸管出血性大腸菌や、全国的に事件数が多いカンピロバクターによる食中毒の発生を防止するため、食肉・食鳥肉の取扱施設に対する重点的な監視指導を実施
 - 県内外からの観光客における食中毒の発生を防止するため、観光地の食品関係営業施設に対する重点的な監視指導を実施
 - 冬期に多いノロウイルスによる食中毒の発生を防止するため、年末一斉取締時に飲食店、集団給食施設及び食品製造事業者に対する重点的な監視指導を実施（食中毒発生状況の推移は15ページ参照）

【食品表示等に関する監視指導】

- 食品等事業者による適正な食品表示が実施されるよう、監視指導時に「食品表示法」に基づき加工食品等における食品表示状況を確認（758 施設）しました。
また、食品の製造、加工もしくは輸入業者又は販売業者における不適正表示に対して、改善指導を実施し（154 施設）、アサリの産地を偽装し、販売していた事業者に対して指示・公表を行いました（3 事業者）。
- 「食品表示法」に規定する食品表示基準の啓発用パンフレットの作成・配布を行いました。また、令和4年4月に食品表示基準の一部改正に伴い義務化された新たな加工食品の原料原産地表示制度について、周知用パンフレットの作成・配布や講習会を通じた周知・指導に取り組みました。
- 食品等事業者団体と連携し、食品衛生指導員※による食品等事業者への巡回指導時に、適正な食品表示について周知しました。
- 「景品表示法」に基づく適正な食品表示が実施されるよう、不当商取引指導専門員※による食品等事業者への監視指導を実施しました。
また、県ホームページやパンフレットにより、「景品表示法」に基づく適正な食品表示について普及・啓発に取り組みました。

【卸売市場に関する監視指導】

- 生鮮食料品の安全・安心な流通を確保するため、県内卸売市場に対して監視指導を実施するとともに、H A C C P に沿った衛生管理計画の策定及び記録を確認しました（13 箇所）。

【米穀に関する監視指導】

- 米穀の適正な流通を確保するため、米穀取扱事業者に対し、「食糧法」及び「米トレーサビリティ法」に基づく監視指導、地域登録検査機関※に対する「農産物検査法」に基づく監視指導を実施しました（「食糧法」50 件、「米トレーサビリティ法」180 件、「農産物検査法」10 件）。

課 題

【施設の衛生に関する監視指導】

- 県内に流通する食品の安全を確保するため、食品等事業者における H A C C P に沿った衛生管理の取組状況について確認が必要です。

【食品表示等に関する監視指導】

- 「食品表示法」や「景品表示法」に基づく適正な食品表示を確保するため、食品等事業者における適切な食品表示に関する意識の醸成が必要です。
- 食品表示基準の一部改正により令和4年4月から義務化された加工食品の新たな原料原産地表示制度、令和5年4月から変更された遺伝子組換え表示制度といった、新制度への対応を進める必要があります。

【卸売市場に関する監視指導】

- 生鮮食料品の安全・安心な流通の確保のため、卸売市場における衛生管理の確実な実践が必要です。

【米穀に関する監視指導】

- 米穀の適正な流通を確保するため、米穀取扱事業者が「食糧法」、「米トレーサビリティ法」を確実に履行することが必要です。

今後の対応

【施設の衛生に関する監視指導】

- 食品等事業者において、HACCPに沿った適切な衛生管理が実践されるよう、引き続き、監視による取組状況の確認及び指導を実施します。
- 食中毒の発生を防止するため、「三重県食品監視指導計画」に基づき、食品関係営業施設を対象として、次の事項に重点を置きながら監視指導を実施します。
 - 県内外からの観光客における食中毒の発生を防止するため、観光地の食品関係営業施設に対する重点的な監視指導を実施
 - 冬季に多いノロウイルスによる食中毒の発生を防止するため、飲食店、集団給食施設、食品製造事業者に対する重点的な監視指導を実施
- 安全で衛生的な食肉・食鳥肉が供給できるよう、施設に対する重点的な監視指導を実施するとともに、施設の衛生対策を支援します。

【食品表示等に関する監視指導】

- 食品等事業者による適正な食品表示の確保を図るため、引き続き、「三重県食品監視指導計画」に基づいた「食品表示法」に関する監視指導や、「景品表示法」に関する監視指導、表示制度の普及・啓発に取り組みます。

【卸売市場に関する監視指導】

- 卸売市場における衛生管理の実践を確実なものとするため、関係機関と連携し、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の取組確認や指導を実施します。

【米穀に関する監視指導】

- 米穀取扱事業者が「食糧法」、「米トレーサビリティ法」について知識を深められるよう、法令に関する情報発信や法令に基づく監視指導を実施します。

(参考) みえ元気プランにおけるKPI

項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
HACCPに沿った衛生管理を適切に運用している施設の割合	100% (令和4年度)	100%	監視等を実施した施設のうち、一般衛生管理に加えHACCPに沿った衛生管理が適切に運用されていることを確認した施設(不適切であったが指導等により改善したものを含む)の割合

◎施策3-4 食の安全・安心と暮らしの衛生の確保

(参考)

令和4年度三重県食品監視指導計画における許可・届出の総数と監視数(R5.3末)

許可・届出項目	総数	監視数 [※]
「食品衛生法」に基づく許可	22,478件	7,370件
「食品衛生法」に基づく届出	9,261件	876件
三重県食品衛生規則に基づく届出	394件	141件
合計	32,133件	8,387件

※「食品衛生法」に基づく許可及び届出については、監視頻度を定めて監視指導を実施しています。

(参考)

令和4年度三重県農畜水産物安全確保監視指導計画における目標と実績(R5.3末)

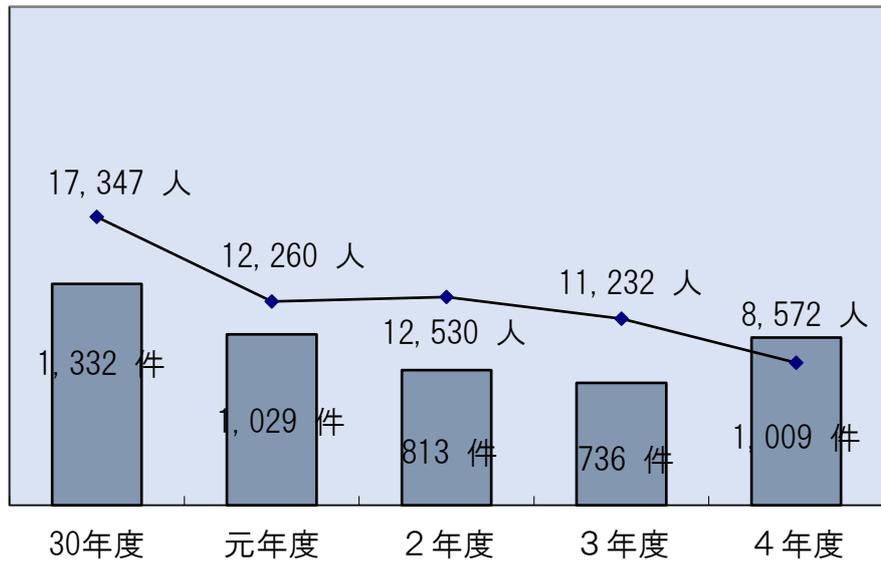
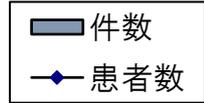
	対象数	目標	実績	違反件数
「食糧法」に基づく監視指導	約300件	50件	50件	0件

	対象数	目標	実績	違反件数
「米トレーサビリティ法」に基づく監視指導	約720件	180件	180件	0件

※ 違反件数には、不適切であったが指導等により改善したものを除く

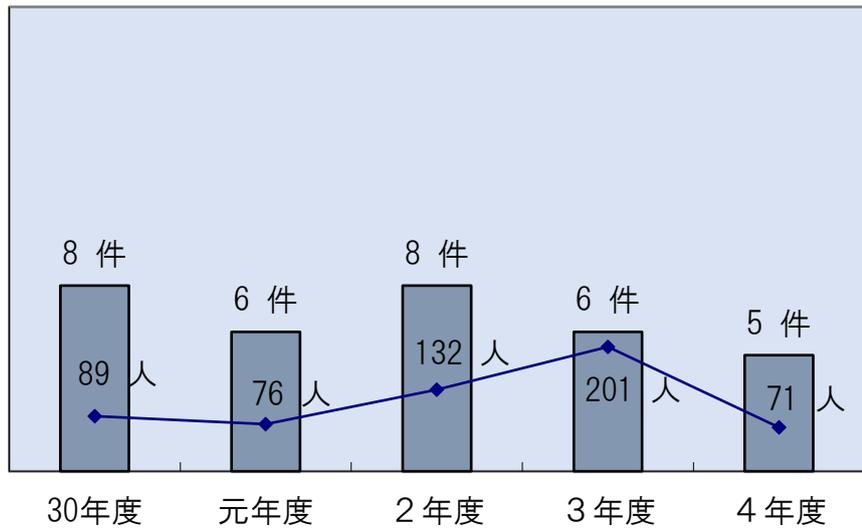
(参考) 食中毒発生状況の推移

食中毒発生状況の推移 (全国)



(厚生労働省ホームページ「食中毒統計資料」)
 ※令和4年度は速報値

食中毒発生状況の推移 (三重県)



(県ホームページ「三重県の食中毒発生状況」)
 ※令和元年度、令和4年度は四日市市分発生なし

施策⑤ 食品等の試験・検査

施策の取組方向

県内で流通する農林水産物及び加工食品等の食品について、微生物、残留農薬、残留動物用医薬品、遺伝子組換え食品、食品添加物等に関し、検査を実施します。また、安全な食肉（食鳥肉を含む）を提供するため、と畜検査、食鳥検査を実施します。

施策の実施状況

【食品の収去検査等】

- 消費者に安全な食品を提供するため、「三重県食品監視指導計画」に基づき、県内で生産又は流通する食品 960 検体について、微生物、残留農薬、食品添加物、残留抗生物質の収去検査を実施しました。その結果、「食品衛生法」第6条違反が1件、「食品衛生法」で定められた規格基準の違反が4件、県で定めた「食品の衛生管理指標[※]」の不適合が37件あり、違反や不適合となった食品を製造・販売する事業者に対し、改善指導を実施しました。
- 監視指導時において実施する検査の信頼性を確保するため、G L P[※]に基づいた検査を実施しました。

【食肉に関する検査】

- 安全な食肉・食鳥肉を提供するため、と畜検査（生体検査、解体前検査、解体後検査）、食鳥検査（生体検査、脱羽後検査、内臓摘出後検査）を全頭（羽）実施するとともに、微生物や残留物質の検査を実施しました（牛 6, 243 頭、豚 72, 731 頭、鶏 1, 103, 475 羽）。それらの結果、違反はありませんでした。

【水産物に関する検査】

- 水産物の安全確保を図るため、養殖魚における水産用医薬品の残留検査を実施しました（20 検体）。その結果、基準値を超える薬品の検出はありませんでした。
- 貝毒による食中毒を防止するため、県内産二枚貝の可食部における麻痺性貝毒及び下痢性貝毒の含有量について、定期・臨時検査を実施しました（67 回）。その結果、令和5年1月31日に度会海域のマガキとヒオウギガイにおいて基準値を超える麻痺性貝毒が検出されたため、生産者に対して、出荷自主規制を要請しました。
- マガキについては、令和5年3月9日の検査で基準値以下となり安全性が確認されたため、出荷自主規制の要請を解除しましたが、ヒオウギガイについては、基準値を超える貝毒が検出されているため、出荷自主規制を継続して要請しています。

【米穀に関する検査】

- 米穀の適正な流通を確認するため、市販されている米穀の科学的検査（DNA検査[※]及び産地判別検査）を5件実施しました。検査結果は全て適正でした。

課 題

【食品の収去検査等】

- 県内で流通する農林水産物及び加工食品等の食品の安全性を確保するため、微生物、残留農薬、食品添加物の規格基準適合等の確認が必要です。

【食肉に関する検査】

- 安全な食肉・食鳥肉を供給するため、獣医師であると畜検査員及び食鳥検査員による検査を継続的に実施することが必要です。

【水産物に関する検査】

- 水産物の安全確保を図るため、水産用医薬品の残留検査や、貝毒を原因とする食中毒を防止するための検査が必要です。

【米穀に関する検査】

- 米穀の適正な流通を確保するため、米穀取扱事業者における「米トレーサビリティ法」の遵守、行政機関による科学的検査による検証を継続的に実施することが必要です。

今後の対応

【食品の収去検査等】

- 食品の安全性を確保するため、「三重県食品監視指導計画」に基づき、収去検査に取り組むとともに、規格基準等に不適合があった場合には、その食品を製造・販売する事業者に対し、指導及び改善確認を実施します。

【食肉に関する検査】

- 安全な食肉・食鳥肉を供給するため、と畜検査及び食鳥検査を全頭（羽）実施するとともに、微生物や残留物質の検査を実施します。

【水産物に関する検査】

- 水産物の安全確保を図るため、養殖魚における水産用医薬品の残留検査を実施するとともに、海域における貝毒プランクトン検査、二枚貝の抽出による貝毒検査及び検査結果の迅速な情報伝達体制の維持に取り組みます。

【米穀に関する検査】

- 米穀の適正な流通を確認するため、市販されている米穀の科学的検査を実施します。

施策⑥ 調査研究の推進とその成果の普及啓発

施策の取組方向

安全で安心な農産物の生産に関する調査研究を行い、その成果を普及啓発します。

施策の実施状況

- 農薬使用の低減と防除の両立につながる土壌病害の対策技術である「キャベツ根こぶ病A | 土壌病害診断^{*}」について、「IPM^{*}実践指標」に反映し、生産現場への導入を促進しました（県内指標 14 品目）。
- 農薬使用の低減による環境負荷の軽減に向け、施設トマト病害虫（コナジラミ類、うどんこ病）に対する微生物殺虫・殺菌剤を利用した防除技術を開発し、その成果を「IPM実践指標」に反映しました。

課題

- IPMの実践は、農薬使用の低減、環境負荷の軽減、さらに薬剤抵抗性対策や資材価格高騰対策にもなることが期待されるため、効果的なIPM技術の研究開発とその成果の普及促進が必要です。
- 環境問題に対する消費者の関心が高いことから、新しいIPM技術の開発を継続して行い、生産者による農薬使用を最小限にする必要があります。

今後の対応

- 農薬使用の低減、環境負荷の軽減、さらに薬剤抵抗性や資材価格高騰への対策もふまえ、病害虫防除の新しい技術開発や関連情報を収集し、「IPM実践指標」の見直しを行い、生産現場において効果的なIPMの実践を促進します。
- 「みどりの食料システム戦略」に対応し、農薬の使用を最小限に抑える「農薬代替技術を組み込んだIPM技術」の開発のほか、「病害虫発生を予測し防除適期を提案する支援システム」の開発と、その成果の普及促進に取り組みます。

【基本的方向1 トピックス】

農薬管理指導士研修会を開催しました！

農業生産現場やゴルフ場等において広く使用されている農薬の安全で適正な使用を確保することは、県民の健康保護や生活環境の保全を図るうえで重要です。

このため、県では、農薬販売者、JAや造園業等の農薬使用者、ゴルフ場の農薬使用責任者等の資質向上を図り、農薬の安全かつ適正な使用の確保を目的として、「三重県農薬管理指導士[※]」（以下「農薬管理指導士」という。）の育成に向けた農薬に関する専門的な研修及び試験を実施しています。

農薬の適正な使用を推進するために農薬使用者に対して指導又は助言等を行う者を農薬管理指導士といい、農薬管理指導士研修会を受講し、認定試験に合格した者が認定されます（認定期間3年）。

令和4年度は、同年度内に農薬管理指導士の認定期間が満了する約350名を対象に、再認定（更新）を行うための研修を計5回（6～7月：4回、2月：1回、県内5会場）開催しました。また、農薬管理指導士の新規認定を行うための研修を1回（12月）開催し、新たに33名を認定しました（総認定者数：956名）。

研修会では、一般社団法人みどりの安全推進協会や県担当者が講師を務め、農薬の特性をふまえた適正な使用、農薬使用基準の遵守、農薬の適正な保管・管理、毒物又は劇物に指定された農薬の適正な取扱い及び安全使用等について講義しました。

受講者からは、「農薬による事故の事例を具体的に説明してもらったことで、農薬の使用時に気をつけるポイントがよく理解できた」、「農薬に関する最新の情勢や豆知識についても学ぶことができ有意義であった」といった声が聞かれ、本研修の受講により、農薬の適正使用に対する意識向上がみられました。

また、「無人マルチローター[※]による農薬使用上の留意点についても知りたい」、「アプリを活用した農薬の管理や使用方法等を紹介してほしい」といった、最新の使用・管理方法に関する講義を求める声もありました。

農薬管理指導士のさらなる資質の向上と新規認定者数の拡大につなげるため、次年度以降は、いただいた意見を参考に、最新の知見も交えた研修内容への充実を図ります。



（研修の様子）

基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

【実施すべき施策】

- ① 県民への情報提供
- ② 食品関連事業者等への情報提供
- ③ 食品関連事業者団体への取組支援
- ④ コンプライアンス意識の向上に対する支援
- ⑤ 自主基準の設定及び公開の促進
- ⑥ 自主的な情報発信等に対する支援
- ⑦ 認証制度の推進
- ⑧ 健全かつ持続可能な経営への支援
- ⑨ 食品関連事業者からの情報への対応等

(1) 基本的方向2の取組方向

県民、食品関連事業者、食品関連事業者により構成される団体（以下「食品関連事業者団体」という。）への情報提供の充実や県民に安全・安心を提供する食品関連事業者等の主体的な取組に対し支援します。

(2) 令和4年度の取組状況

施策① 県民への情報提供

施策の取組方向

県民に対し、食の安全・安心に努力する食品関連事業者等の情報を発信します。

施策の実施状況

- 食中毒の発生を防止するため、細菌性食中毒のリスクが高まる夏期に食中毒警報を発令しました（2回）。
- 消費者にカキの正確な知識を普及啓発するため、みえのカキ安心協議会と連携し、「みえのカキ安心システム[※]」に取り組む食品等事業者の品質管理手法やノロウイルス検出結果、海水温の海域情報を県ホームページで公開しました（27回）。
- 消費者の国際水準GAPに対する認知度向上を図るため、関係機関及び食品関連事業者と連携したイベントを開催するとともに、SNSを活用した情報発信によりGAP認証農産物をPRしました。
- 国際水準GAPの意義やGAP認証農産物の価値を伝えるため、三重大と連携し、学生への普及啓発に向け、GAP認証農産物について講義を行いPRしました。

- 県民や流通関係者に「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」※（以下「みえの安心食材表示制度」という。）により認定された生産物（以下「みえの安心食材」という。）を広く知ってもらうため、ウェブサイトやイベントで情報提供しました。



（「みえの安心食材」のマーク）



（「みえの安心食材」のウェブサイト）

課 題

- 食中毒の発生を予防するため、食中毒に対する県民の知識の向上を図る必要があります。
- 食品安全の取組である国際水準GAPに関する認知度を高めるため、より多くの消費者や学生にGAP認証農産物の価値を知ってもらう機会を創出する必要があります。
- 県民が安心して県産食材を選択できるよう、「みえの安心食材表示制度」の仕組みや「みえの安心食材」に関する消費者の認知度向上を図る必要があります。

今後の対応

- 食中毒の発生を防止するため、気温の急な上昇による食中毒が発生する可能性が高まった場合等に、食中毒警報を発令します。
- 国際水準GAPに対する消費者の認知度を高めるため、県内の飲食店と連携したGAP認証農産物メニューフェアの開催、SDGsに関心を寄せる消費者や学生への啓発活動に取り組みます。
- 「みえの安心食材表示制度」についてウェブサイトやイベント等を通じて情報発信し、認知度向上に取り組みます。

施策② 食品関連事業者等への情報提供

施策の取組方向

食に関する法令や生産資材に関する情報等、食品関連事業者、食品関連事業者団体が必要とする情報を提供します。

施策の実施状況

【食品衛生に関する情報提供】

- 食品等事業者に食中毒の注意喚起を行うため、細菌性食中毒のリスクが高まる夏期に食中毒警報を発令しました（2回）。
- 食品事故の防止に向け、食品等事業者へ食中毒予防の啓発に取り組むとともに、「食品衛生法」の改正に伴う制度変更内容の周知、HACCPに沿った衛生管理の導入支援のため、食品衛生責任者※再講習等の講習会（378回）や衛生監視を実施しました。

【食品表示等に関する情報提供】

- 食品等事業者や食品等事業者団体へ「食品表示法」に基づく食品表示制度について情報提供するため、講習会を実施しました（268回）。
- 食品表示を多角的に普及啓発するため、「景品表示法」の視点から県ホームページやパンフレットにより周知を図りました。

【GAPに関する情報提供】

- 食品関連事業者のGAP認証農産物に対する理解の促進と、販売機会を創出するため、国際水準GAPの取組とGAP認証農産物の取引がSDGsの達成に寄与することに着目し、SDGsに配慮した農産物の商談会を開催するとともに、GAP認証取得生産者と食品関連事業者のマッチングを行いました（商談会2回、マッチング1件）。

【みえジビエに関する情報提供】

- 「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル※（以下「みえジビエマニュアル」という。）」及び「みえジビエフードシステム登録制度※」を普及啓発し、衛生管理が徹底されたジビエが供給されるよう、特定非営利活動法人みえジビエ推進協議会と協働し、みえジビエフードシステム登録事業者にホームページや説明会を通じて情報を提供しました。

【みえの安心食材に関する情報提供】

- 食品等事業者が農林畜産物を購入する際に、「みえの安心食材」を選択できるよう、ウェブサイトやイベントで情報を発信しました。

【米穀に関する情報提供】

- 米穀取扱事業者が「米トレーサビリティー法」を理解し、遵守できるよう、食品関連事業者団体が開催する講習会において、法令に関する情報を提供しました。



(産地情報の掲示用ポスター)

課 題

【食品衛生に関する情報提供】

- 食品等事業者が食品別規格基準等の法令を遵守するとともに、食品事故を防止できるよう、食品衛生に関する的確な情報提供が必要です。
- 食品等事業者が法令に従った許可・届出を行い、HACCPに沿った衛生管理に取り組むことができるよう支援が必要です。

【食品表示等に関する情報提供】

- 令和4年4月から義務化された加工食品の新たな原料原産地表示制度や、令和5年4月から変更される遺伝子組換え表示制度をふまえ、食品等事業者が法令を遵守し適正な食品表示を行えるよう、「食品表示法」や「景品表示法」等関係法令についての適切な情報提供や理解促進が必要です。

【GAPに関する情報提供】

- 国際水準GAPの普及定着に向けて、実需者へのさらなる理解促進が必要です。

【みえジビエに関する情報提供】

- 登録事業者自らにおいて、みえジビエの品質向上及び衛生管理の向上につなげられるよう、「みえジビエマニュアル」及び「みえジビエフードシステム登録制度」の啓発が必要です。

【みえの安心食材に関する情報提供】

- 消費者の理解度向上や飲食店等での活用促進のため、認定された食材や生産者情報の発信が必要です。

【米穀に関する情報提供】

- 米穀取扱事業者が「米トレーサビリティー法」を遵守し、取引記録の作成、保存及び産地情報の伝達に取り組めるよう、法令に関する情報提供が必要です。

今後の対応

【食品衛生に関する情報提供】

- 引き続き、食品等事業者による食品別規格基準等の法令遵守と、食中毒防止を図るため、講習会により食品衛生に関する情報を提供します。
- 食品等事業者が「食品衛生法」の改正に伴い見直された営業許可制度と新たな営業届出制度に対応し、HACCPに沿った衛生管理を実践するため、食品等事業者団体と連携して講習会の開催等を支援します。

【食品表示等に関する情報提供】

- 「食品表示法」や「景品表示法」について食品等事業者の理解を促進するため、県ホームページへの掲載やパンフレットの配布により情報提供します。

【GAPに関する情報提供】

- 食品関連事業者による国際水準GAPに関する理解の促進とGAP認証農産物の販路拡大を図るため、関係機関と連携し、SDGsに配慮した農産物を求める食品関連事業者とGAP認証取得生産者のマッチング機会を創出する商談会を開催します。

【みえジビエに関する情報提供】

- 「みえジビエマニュアル」及び「みえジビエフードシステム登録制度」の普及啓発を推進するため、ホームページや関係事業者への説明会を通じた、より充実した情報提供に取り組めます。

【みえの安心食材に関する情報提供】

- みえの安心食材の認知度向上や消費拡大を図るため、食品関連事業者で構成される「みえフードイノベーション[※]・ネットワーク」の会員等を対象とした専用ホームページやメルマガによる情報発信、一般向けウェブサイトによる迅速な情報提供に取り組めます。

【米穀に関する情報提供】

- 米穀取扱事業者の法令に関する理解を深めるため、食品関連事業者団体と連携して「米トレーサビリティ法」の周知を図ります。

施策③ 食品関連事業者団体への取組支援

施策の取組方向

食品関連事業者団体が実施する食の安全・安心の確保に向けた取組を支援します。

施策の実施状況

- 食品関連事業者による食の安全・安心確保に向けた人材育成を促進するため、食品等事業者団体が行う食品衛生指導員の新規養成講習会の開催を支援しました。
- 食品衛生指導員が衛生管理の指導や食品衛生の普及に加えて、適正な食品表示制度を周知するため、食品衛生指導員を対象とした表示講習会を実施しました(13回、706名)。
- 消費者が安心して食べられる美味しいお米の供給に向け、県内の米穀関連団体を取り組む「三重の米行動指針ライスプロミス6※」の実現を図るため、品質向上に向けた生産対策や食育※運動と連携した流通販売対策について情報提供により支援しました。

課題

- 食の安全・安心確保に関する取組の重要性を効率的・効果的に食品関連事業者に浸透させるためには、食品関連事業者団体が積極的に役割を果たすことが必要です。
- 県内の米穀関連団体がめざす、安全・安心で美味しいお米を提供し、消費者から信頼・支持される産地づくりの実現が必要です。

今後の対応

- 食品等事業者団体が行う自主的な営業許可施設の衛生巡回指導や各種研修会の開催を支援します。
- 消費者から信頼・支持される安全・安心で美味しいお米の産地づくりの実現に向け、米穀関連団体が実施する地域の実情に応じた生産対策や多様な流通販売対策の取組を支援します。

施策④ コンプライアンス意識の向上に対する支援

施策の取組方向

食品関連事業者におけるコンプライアンス（法令遵守）意識の向上や関係法令に関する理解の促進を図るとともに、食品関連事業者内の意識向上等に向けた体制の整備をはじめ、食品関連事業者の自主的な取組を支援します。また、その効果を検証し、改善を進めます。

施策の実施状況

- 食品関連事業者の「食品衛生法」や「食品表示法」、「景品表示法」に関する理解を促進するため、食品等事業者団体と連携して開催する食品衛生講習会において、関係法令について情報提供しました。
- 食品等事業者団体が取り組む団体会員への啓発を支援するため、「景品表示法」に関するパンフレットを提供するとともに、食品等事業者を対象とした研修会において、事業者の取組支援につながるエシカル消費^{*}について情報を提供しました。
- 食品関連事業者における食の安全・安心確保に向けた意識を高めるため、医療保健部、環境生活部及び農林水産部が連携し、食品関連事業者に対してオンライン配信を活用したコンプライアンス研修会を開催しました（1回、47名）。

課題

- 食品関連事業者のコンプライアンス意識の向上を図るためには、関係法令に関する理解の促進が必要です。

今後の対応

- 食品関連事業者の関係法令に対する理解促進を図るため、食品等事業者団体と連携した各種研修会を開催します。
- 食の安全・安心確保に向けた意識の向上を図るため、医療保健部、環境生活部及び農林水産部が連携し、食品関連事業者を対象としたコンプライアンス研修会を開催します。

施策⑤ 自主基準の設定及び公開の促進

施策の取組方向

食の安全確保に関する自主管理体制の整備に必要な管理基準の設定を促進するとともに、HACCPシステム、GAP等をはじめとした先進的なシステムの導入を図り、自主的な公開を促進します。

施策の実施状況

【農畜産物】

- 国際水準GAPの取組を拡大するため、「三重県における農産物のGAP推進方針2020（令和2年4月策定）」に基づき、「GAP推進指導員[※]」により、生産者の認証取得や実践活動を支援しました。
- GAP実践の重要性を啓発するため、生産者部会を対象とした研修会や勉強会を開催しました（19回、231名）。
- 畜産農場の衛生管理を向上するため、生産者へ訪問する機会を活用し、農場HACCPの普及啓発に取り組みました。

【林産物】

- みえジビエの衛生管理及び品質のさらなる向上に向け、「みえジビエフードシステム登録制度」を管理運営するとともに、制度の周知を図るため、捕獲者や解体処理事業者に情報提供しました。
- きのこと生産者に適正な品質・衛生管理を普及するため、「三重県版きのこ品質・衛生管理マニュアル[※]」を活用しながら巡回指導や技術相談を実施しました（60回）。
- 安全・安心なきのこの生産・消費を周知するため、「みえ出前トーク」や「移動林業研究所」を通じたPR活動に取り組みました（11回）。



みえジビエ加工品（写真左）と
みえジビエ登録事業者看板（写真右）



「移動林業研究所」
原木しいたけの説明風景



「移動林業研究所」
きのこの説明風景



子供向け「移動林業研究所」
きのこの種類の説明風景

【卸売市場】

- 生鮮食料品の安全・安心な流通を確保するため、卸売市場の関係事業者（指定管理者、卸売業者、仲卸業者、関連事業者）を対象としたH A C C P研修会を開催しました（2回）。

課 題

【農畜産物】

- G A Pの実践は安全・安心な農産物の供給や農業経営の改善につながる重要な取組であることから、生産者におけるG A P実践の拡大に向け、支援体制の強化が必要です。
- 畜産物の安全性向上に向け、畜産農場における農場H A C C Pの導入推進と、農場から消費者までの一貫した衛生管理が必要です。

【林産物】

- 安全・安心な「みえジビエ」を提供するため、ジビエの解体処理事業者に「みえジビエフードシステム登録制度」の普及啓発が必要です。
- 消費者に安全・安心なきのこを提供するため、「三重県版きのこ品質・衛生管理マニュアル」の普及啓発が必要です。

【卸売市場】

- 生鮮食料品の安全・安心な流通を確保に向け、卸売市場関係事業者にはH A C C Pに沿った適切な衛生管理について一層の啓発が必要です。

今後の対応

【農畜産物】

- 生産者へのG A P実践に向けた支援体制を強化するため、J Aグループ・市町・県で構成する「地域G A P推進チーム」を核に、生産者や産地・部会に対するG A Pの実践指導や研修会の開催に取り組みます。
- 畜産物の安全性向上を図るため、畜産農場における農場H A C C Pの導入推進に向け、生産者への個別訪問やオンライン講習会を開催します。

【林産物】

- 「みえジビエマニュアル」及び「みえジビエフードシステム登録制度」の普及を図り、捕獲者や解体処理事業者等の衛生・品質管理向上の取組を推進します。また、「みえジビエ」の認知度向上を図るため、飲食事業者等を対象とした商談会や消費者向けイベントで情報発信します。
- 消費者に安全・安心なきのこを提供するため、「三重県版きのこ品質・衛生管理マニュアル」を活用し、きのこ生産者への適正な品質・衛生管理を促進するとともに、「みえ出前トーク」や「移動林業研究所」を通じて、安全・安心なきのこの生産・消費をP Rします。

【卸売市場】

- 卸売市場関係事業者に対して、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理に関する情報提供に取り組むとともに、研修会や監視指導による取組確認を通じて、衛生管理計画の実行を促進します。

施策⑥ 自主的な情報発信等に対する支援

施策の取組方向

県民が合理的に食品等を選択できるよう、生産者や食品関連事業者等の自主的な情報提供を支援します。

施策の実施状況

- ジビエに取り組む事業者によるトレーサビリティへの取組を支援するため、トレーサビリティの仕組みを定めた「みえジビエマニュアル」及び「みえジビエフードシステム登録制度」について情報発信しました。
- 「みえの安心食材表示制度」の普及啓発により、生産者がマーク表示等を活用して主体的に情報発信に取り組めるよう、オンラインも活用した研修会を開催しました（1回、60名）。

課題

- 「みえジビエ」について、消費者や実需者の認知度をより一層高められるよう、「みえジビエマニュアル」に沿って衛生管理と品質確保に取り組む事業者への支援が必要です。

今後の対応

- 「みえジビエ」の認知度向上と消費拡大を図るため、ジビエに取り組む事業者に対し、飲食事業者等を対象とした商談会への参加促進や「みえジビエ」に関する消費者向けイベントを開催します。

施策⑦ 認証制度の推進

施策の取組方向

環境に配慮した生産方式や食の安全・安心を確保する生産管理により県内で生産される農林水産物や、県内で生産された農林水産物を使い県内で製造される加工食品に関する認証制度、高品質で安全な食品を提供するためのHACCPシステムに基づく認定制度等を積極的に推進します。

施策の実施状況

【農畜産物】

- 「地域GAP推進チーム」を核に、支援対象とする生産者を明確にし、それぞれの取組状況に応じて支援しました。その結果、新たに7件がGAP認証を取得し、県内の認証取得数は105件となりました。また、国際水準GAP認証の取得をめざす生産者20名の実践状況を「三重国際水準GAP支援制度※」により確認しました。
- 畜産農場における衛生管理をより向上するため、農場HACCP認証※の取得・更新をめざす生産者に対し、文書の作成や教育訓練を支援しました。その結果、新たに1農場が農場HACCP認証を取得しました。
- 有機JAS※認証の取得を指導できる人材を育成するため、JA、市町、普及指導員に対して有機農業指導員育成セミナーの受講を推進し、16名の有機農業指導員を育成しました。
- 「みえの安心食材表示制度」を普及啓発するため、「みえの安心食材」の生産者やこれから取り組もうとする生産者を対象に、オンライン配信を活用した研修会を開催しました（「みえの安心食材」登録件数1,198件）。
- 三重県が育成した水稻品種「三重23号」が「みえの安心食材表示制度」の認定を受け、独自の品質基準に適合したブランド米「結びの神」として販売されるよう、公募により選定された生産者（76名）に対し、栽培に関する技術支援を行いました。



（ブランド米「結びの神」）

【水産物】

- 県産水産物の持続可能性を担保する水産エコラベルの認証取得を促進するため、漁業者等に対して認証制度の普及啓発を図りました（県内認証取得数7件）。

【林産物】

- みえジビエハンターや解体処理者、みえジビエマスターとしての登録希望者を対象に、「みえジビエマニュアル」や登録制度の講習会を開催しました（1回、参加者5名）。
なお、令和5年3月末現在、みえジビエ登録事業者数はみえジビエハンター49名、解体処理者14名、みえジビエマスター21名となりました。

課 題

【農畜産物】

- 国際水準GAP認証の取得及び維持・更新により、安全・安心な農産物の供給や生産者の経営改善につなげていく必要があります。
- 畜産農場における衛生管理のさらなる向上のため、農場HACCP認証の取得・更新に取り組む生産者への支援が必要です。
- 消費者に安全・安心な農畜林産物を提供するため、「みえの安心食材表示制度」について、参加生産者の増加や認知度向上を図るなどにより継続して発展させることが必要です。
- 「三重23号」がブランド米「結びの神」として販売されるためには、選定された生産者が独自の品質基準を満たす必要があります。

【水産物】

- 適切な管理による水産資源の持続可能な利用による水産業の発展に向け、県産水産物の水産エコラベル認証の取得促進が必要です。

今後の対応

【農畜産物】

- 安全・安心な農産物の供給や生産者の経営改善を図るため、「地域GAP推進チーム」を核に、GAP認証の取得や維持を支援します。
- 畜産物の安全性向上のため、農場HACCP認証の取得・更新をめざす生産者を対象に、生産衛生管理マニュアルや帳簿の整備、衛生検査を重点的に指導します。
- 「みえの安心食材表示制度」への参加生産者の増加と認知度向上を図るため、生産者向け研修会や広く県民を対象としたPRイベントを開催します。
- 「三重23号」の生産者がブランド米「結びの神」の要件を満たせるよう、「三重の新たな米協創振興会議※」を通じて、「みえの安心食材」の認定取得や栽培に関する情報等の提供により支援します。

【水産物】

- 県産水産物の持続可能性を担保する水産エコラベルの認証取得を促進するため、漁業者等に認証制度を普及啓発します。

施策⑧ 健全かつ持続可能な経営への支援

施策の取組方向

食品関連事業者が食の安全・安心や環境保全等をふまえ、食品の安定供給、健全な経営及び新たな価値創造に向けて行う自主的な取組を支援します。

施策の実施状況

- 「みえフードイノベーション」の取組を一層進めるため、「みえフードイノベーションプラットフォーム」の参加者に対して専用ホームページやメルマガによる情報発信を行いました。
- 食品関連事業者による県産品の販路拡大を支援するため、首都圏を中心に、県内外からバイヤーを迎え、「食の大商談会 i n みえ（国内向け）」を令和4年11月16日に開催しました。本商談会には、三重県内の75事業者が出展し、190件の商談を創出しました。また、令和4年11月1日から11日にかけて開催された「食の大商談会 i n みえ（海外向け）」には、県内21事業者及び海外に商流を持つバイヤー10社が参加し、49件の商談が行われ、県内事業者の商談力の向上を図りました。



「食の大商談会 i n みえ（国内向け）」
個別商談会の様子



「食の大商談会 i n みえ（国内向け）」
展示交流会の様子

- 国の「みどりの食料システム戦略」に対応し、有機栽培や環境負荷を軽減する営農活動を行う生産者に対して、「環境保全型農業直接支払交付金※」を通じた支援に取り組みました（24件、282ha）。

課題

- 新たな連携や新商品・新サービスの創出に向け、取組成果のPRが必要です。
- 多様なニーズに対応した新たな価値創出を図るため、商品開発や販売、情報発信の最前線で活躍するクリエイティブ人材や異業種との連携を推進する必要があります。また、食品見本市への出展や商談会の開催等、県内食品関連事業者の商談機会を創出するとともに、限られた商談機会を着実に生かせるよう、県内事業者の商談力の向上を図る必要があります。
- 持続可能な農業生産活動の実現に向けて、引き続き、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及を図る必要があります。

今後の対応

- 「みえフードイノベーションプラットフォーム」を活用し、新たな連携や新商品・新サービスの開発に向けたプロジェクトの創出を支援します。
- 県内の食品関連事業者が、商品開発や販売、情報発信の最前線で活躍するクリエイティブ人材のサポートのもと、地域や業種を越えて連携し、商品やサービスにおける新たな価値の創出を図り、商品の企画開発力及び魅力発信力の強化に向けて支援します。また、国内外における県産品の販路拡大を図るため、バイヤーを招聘した商談会の開催等により、県内事業者の商談力の向上を支援します。
- 引き続き、国の「みどりの食料システム戦略」に対応し、「環境保全型農業直接支払交付金」を通じて生産者を支援します。

施策⑨ 食品関連事業者からの情報への対応等

施策の取組方向

食品関連事業者が食の安全・安心や食品表示に関する情報を提供しやすい環境を整備するとともに、提供された情報に迅速に対応します。

施策の実施状況

- 食品関連事業者に対し、研修会の開催や県ホームページへの掲載、リーフレットの配布により、企業の社会的責任や倫理の意識向上に必要な情報、危害情報提供者の保護制度や危害情報提供窓口に関する情報を周知しました。

課題

- 食品関連事業者が食の安全・安心を損なう、又は損なうおそれがある情報を提供しやすい環境の整備が必要です。

今後の対応

- 危害情報の申出を行いやすい環境を整備するため、食品関連事業者を対象とした研修会や巡回指導を通じて、危害情報申出に係る各法令担当部署について周知を図ります。
- 食品関連事業者から提供された危害情報については、慎重かつ迅速に必要な調査を実施し、不適正な事実があると認められる場合には、法令に基づき適正に措置します。

【基本的方向2 トピックス】

複数部連携によるコンプライアンス研修会を開催しました！

県では、毎年10月を「三重県食の安全・安心確保推進月間」と定め、食の安全・安心確保の取組を推進しています。

県内食品関連事業者を対象に、コンプライアンス意識の向上や関係法令に関する理解を図り、食の安全・安心に係る自主的な取組を推進するため、医療保健部、環境生活部、農林水産部の3部連携によりオンライン配信を活用したコンプライアンス研修会を開催しました（参加者47名、うち会場17名、オンライン30名）。

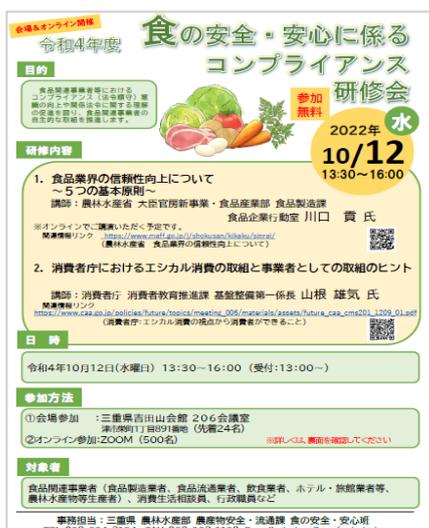
研修会では、農林水産省と消費者庁から講師を招き、食品関連事業者が信頼性向上のために取り組むべき「5つの基本原則（※）」と、人や社会、地域、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費に関する「事業者としての取組のヒント」について講義しました。

※5つの基本原則

- ①消費者起点の明確化
- ②コンプライアンス意識の確立
- ③適切な衛生管理・品質管理の基本
- ④適切な衛生管理・品質管理の基本のための体制整備
- ⑤情報の収集・伝達・開示等の取組

受講者からは、「事業者が自社の取組についてどのようにPRしているのか、また、優良な取組事例があれば紹介してほしい」、「法的規則や最新情報、事故事例について研修会を通じて周知してほしい」、「新人社員向けに食に関する基礎研修を実施してほしい」といった、事例をふまえた具体的な講義を求める声が多くありました。

食品関連事業者によるコンプライアンス意識の向上と取組の支援につながるよう、次年度以降は参加者の意見を参考にし、最新の知見を取り入れるなど内容を充実した研修会を開催します。



令和4年度 食の安全・安心に係る
コンプライアンス研修会

2022年 水 10/12 13:30~16:00

参加無料

研修内容

- 食品業界の信頼性向上について
～5つの基本原則～
講師：農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課 食品企業行動室 川口 貴氏
※オンラインで講義いただく予定です。
研修会リンク <https://www.pref.mie.lg.jp/shokusan/kyoku/online/>
(農林水産省 食品業界の信頼性向上について)
- 消費者庁におけるエシカル消費の取組と事業者としての取組のヒント
講師：消費者庁 消費者教育推進課 基礎整備第一係長 山根 雄気氏
研修会リンク https://www.caa.go.jp/policies/futura/topics/meeting_008/menacais/assatu/futura_caa_cms201_1209_01.pdf
(消費者庁 エシカル消費の視点から消費者ができること)

日時
令和4年10月12日(水曜日) 13:30~16:00 (受付:13:00~)

参加方法

- 会場参加：三重県吉田山会館 206会議室
※参加11組(1組2名) (先着24名)
- オンライン参加: ZOOM (500名) ※申し込みは、要領を参照してください

対象者
食品関連事業者(食品製造業者、食品流通業者、飲食業者、ホテル・旅館業者等、農林水産物等生産者)、消費生活相談員、行政職員など

事務担当：三重県 農林水産部 農産物安全・流通課 食の安全・安心班
TEL:059-224-3154 FAX:059-223-1120 E-mail:shokus@pref.mie.lg.jp



(会場とオンライン配信による講義の様子)

(コンプライアンス研修会 募集チラシ)

基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

- 【実施すべき施策】
- ①情報提供の推進
 - ②食の安全・安心に関する教育の推進
 - ③相談対応の充実

(1) 基本的方向3の取組方向

県民が食の安全・安心に関する知識と理解を深め判断、選択を行えるよう、県民の立場に立った情報提供を充実させるとともに、学習機会を提供します。

(2) 令和4年度の取組状況

施策① 情報提供の推進

施策の取組方向

ホームページ、県政だより、情報誌、メールマガジンや学習講座等の多様な手段を活用し、県民への情報提供を推進します。

施策の実施状況

【健康被害防止に関する情報】

- 健康被害防止を啓発するため、食品衛生月間（8月）に県内各地の大規模小売店や商工会において、啓発資材の設置やパネル展示を実施しました（22箇所）。
- 県ホームページで食中毒発生時の施設情報（食中毒発生5件※四日市市分は発生なし）及び食中毒警報（2回）を発令するとともに、厚生労働省が公開している自主回収情報を周知しました。
- 消費者や食品等事業者が食中毒予防の正しい知識や意識を持てるよう、チラシの配布や講習会の開催により、食品等事業者団体及び学校給食関係者に情報提供しました。また、家庭でできる食中毒予防のポイントについて、県ホームページで情報提供しました。

【食品表示に関する情報】

- 消費者の行動変容を促進するため、県ホームページやパンフレットにより、「食品表示法」や「景品表示法」について情報提供するとともに、人や社会、地域、環境を思いやる暮らしの形であるエシカル消費を普及啓発するため、「みえエシカル消費普及セミナー」を開催しました（1回、78名）。



「みえエシカル消費普及
セミナー」
講義風景（写真左）と
会場前展示（写真右）

【食の安全・安心に関する情報】

- 県民が食の安全・安心に関する正しい情報を収集し、自ら判断し選択できるよう、県ホームページ「食の安全・安心ひろば」において、食の安全・安心に関する情報を掲載しました（375件）。
- 若い世代における食の安全・安心に対する関心を高めるため、高等教育機関と連携し、食品関連事業者による食の安全・安心を確保する取組についてパンフレットを作成し、配布しました。
- 県民に、健康や食生活に関する県の取組について情報提供するため、オンライン配信と動画配信サイトを活用した「食の安全・安心研修会」（1回、51名）や、「みえ出前トーク」（2回、29名）を実施しました。
- 県民が安全・安心に関する情報を生活の中に取り入れて活用できるよう、子育て情報誌や食育情報雑誌に暮らしに役立つ「食の安全・安心に関するミニ情報」を掲載しました（18回）。
- 県立図書館や食に関するイベント（企業主催含む）において、健康や食生活に関する県の取組をパネル展示により周知しました。
- 豚熱による風評被害を抑止するため、豚熱や豚熱ワクチン接種豚、「みえジビエ」の安全性について、県ホームページにより情報提供したほか、啓発物品を配布しました。



（県立図書館での展示啓発）



（「みえ出前トーク」）

【検査・監視指導に関する情報】

- 食品に関する検査及び農畜水産物の監視指導結果について、県ホームページ「食の安全・安心ひろば」において公表しました。

課 題

【健康被害防止に関する情報】

- 腸管出血性大腸菌、ノロウイルス及びカンピロバクター等による食中毒、食品による健康被害等を防止するための情報提供が必要です。

【食品表示に関する情報】

- 県民が正しく判断し、食品を選択できるよう、「食品表示法」や「景品表示法」等に関する理解を深める必要があります。

【食の安全・安心に関する情報】

- 県民が自ら判断し選択できるよう、食の安全・安心に関する情報が必要です。また、食に関する風評被害を抑止するためにも、正しい情報提供が必要です。

【検査・監視指導に関する情報】

- 県による食の安全・安心確保に向けた取組を広く周知することが必要です。

今後の対応

【健康被害防止に関する情報】

- 食品による健康被害を防止するため、県ホームページやパンフレットを活用し、腸管出血性大腸菌、ノロウイルス、カンピロバクター等による食中毒や食品に起因する健康被害の防止方法について広く情報提供するとともに、食中毒警報や食中毒発生情報を公表します。

【食品表示に関する情報】

- 県民の正しい食品の選択を促すため、県ホームページやパンフレットを通じて消費者に「食品表示法」や「景品表示法」に関する情報を提供するとともに、エシカル消費を普及啓発します。

【食の安全・安心に関する情報】

- 県民が自ら判断し選択できるよう、県ホームページ「食の安全・安心ひろば」、情報誌、SNS、メールマガジンや「みえ出前トーク」を活用し、県民への情報提供を進めます。

【検査・監視指導に関する情報】

- 食品の検査や監視指導結果について、県ホームページで公表します。

施策② 食の安全・安心に関する教育の推進

施策の取組方向

あらゆる世代において、食の安全・安心について考える力や選択する力を養うため、食育をととして学校や家庭・地域で食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるための教育を推進します。

施策の実施状況

【各ライフステージにおける食育】

- 豊かな生活、地域、環境を支える食育の取組方針「第4次三重県食育推進計画※」に基づき、県民が食の安全・安心に関する正しい知識と理解を深め、適切に判断・選択できるよう啓発冊子「食育ノート」の配布や県ホームページへの公開により、情報提供や学習機会を創出しました。また、食品関連事業者や関係団体、市町等多様な主体と連携、協働して「みえ地物一番」と連動した効果的な食育を推進しました。

配布した啓発冊子「食育ノート」
(第4次三重県食育推進計画)



- 県民の食育に対する関心を高め、適切な食習慣の定着を図るため、幅広い世代が利用する県立図書館等において、野菜摂取をはじめとしたバランスのよい食生活の実践や栄養成分表示の活用に向けた展示を行うなど、啓発に取り組みました(42回)。
- 県民の野菜摂取を促し、自ら健康的な食生活を実践できるよう、「第9回健康野菜たっぷり料理グランプリ(ベジー1グランプリ)」を開催しました。また、応募作品の中から選ばれた優秀作品のレシピやPR動画を県ホームページに掲載するとともに、Web投票によりグランプリを決定しました(応募作品数185点)。

第9回ベジー1グランプリ
最優秀賞作品「体いたわり弁当」



【児童・生徒に対する食育】

- 子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を形成できるよう、地場産物を使った「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」を開催し、優秀作品を表彰するとともに、コンクール結果を県ホームページで紹介しました（優秀作品は41 ページ参照）。

「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」
募集ポスター



- 各地域における食育の推進や学校給食の教育的意義の向上を図るため、市町教育委員会の食育・学校給食担当者連絡協議会を開催しました。
- 食生活の改善に向けて特別な支援を必要とする子どもへの食育を推進するため、「学校給食の安全と充実に向けた講習会」において個別対応食の基本や摂食の指導に関する講演を行いました。

【地域食材の導入推進】

- 三重県地域食育推進連絡会議を通じて、「みえ地物一番給食の日※」の充実や学校給食における地域食材の使用を推進しました。また、地域の農林水産業への関心や理解を深めるため、県産農林水産物の生産の背景を伝える食育教材「みえの食材」（伊勢茶、ぶなしめじ）を学校給食関係者に提供しました。

課 題

【各ライフステージにおける食育】

- 県民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を推進するため、あらゆる世代において食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたる健全な食生活の実践を促進する必要があります。
- あらゆる世代において、野菜の摂取不足と食塩の過剰摂取の改善が課題となっています。野菜摂取や減塩は生活習慣病やがんの予防に重要なことから、県民自らが望ましい食生活を実践できるよう支援が必要です。

【児童・生徒に対する食育】

- 家庭におけるライフスタイルの多様化に伴い、偏った栄養摂取、不規則な食事、とりわけ朝食の欠食等さまざまな課題が見られます。児童・生徒の食生活を改善し、食の安全・安心に関する知識等、幅広い視点による食育を学校や地域で進める必要があります。
- 児童・生徒に対する食育を推進するため、引き続き、栄養教諭を中核とした学校による食育の指導体制の整備を進める必要があります。
- 食生活の改善に向けて特別な支援を必要とする子どもに関わる保護者や教員は、個々に応じた食育のあり方（障がいの特性に応じたアプローチ手法）について学習する機会が少ないことから、食生活の改善のための知識や方法を学習する機会を設ける必要があります。

【地域食材の導入推進】

- 学校給食に地域食材を使用することは、子どもたちが地域の自然、文化、産業への関心や理解を深め、食育を進める上で大きな教育的意義があることから、学校給食を通じた食育を継続して実施する必要があります。

今後の対応

【各ライフステージにおける食育】

- 各ライフステージにおいて県民が自ら健康的な食生活を実践できるよう、「第4次三重県食育推進計画」に基づき、学校給食や企業食（社食）、事業所向け給食等事業者などさまざまな主体と連携し、食育を推進します。
- 県民の食生活の改善につなげるため、食塩及び野菜の摂取量について調査・分析・評価を行い、県ホームページやSNSを通じて広く周知を図るとともに、健康づくり応援の店や給食施設を通じ、減塩や野菜摂取量の増加につながる取組を関係団体と連携して進めます。

【児童・生徒に対する食育】

- 子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を形成できるよう、地場産物を使った「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」を通じて県産農林水産物の利用を促進するとともに、優秀作品等を県ホームページで発信します。
- 学校における食育担当者や栄養教諭による指導体制を整備するため、市町教育委員会や関係機関と連携し、食育・学校給食担当者連絡協議会において、丁寧な説明に取り組みます。
- 食生活の改善に向けて特別な支援を必要とする子どもに関わる保護者や教員が、食品ロスの削減や食育の実践を具体的に学習できる講習会を開催します。

【地域食材の導入推進】

- 学校給食を食育の「生きた教材」として活用するため、「みえ地物一番給食の日」を実施し、学校給食における地域食材の使用を促進します。また、地域の農林水産業への関心や理解を深めるため、食育に係る既存の食育教材に加え、新たな教材を学校給食関係者に提供します。

～みえの地物が一番！朝食メニューコンクール 優秀作品～

上段5つ…小学生の部 下段5つ…中学生の部

**自家製野菜で暑さも！眠気も！
吹っトンでく朝ごはん**



- * 峇志島産しらす梅干しごはん
- * オクラのあかりのぼーく巻き
- * 夏野菜たっぷりあおさのみそ汁
- * きなこヨーグルト

みえのサンドイッチ朝ご飯！！



- * 錦爽どりのコッペサンド
- * 卵サンド風サラダ
- * トマトオニオンスープ
- * フルーツサンド風デザート

**うますぎて
こまっ茶うモウニング☆**



- * ライスバーガー
- * ネバトロみそ汁
- * 夏野菜の焼きマリネ
- * フルーツヨーグルト

二度楽しめる 朝定食



- * あおさとサケの
玉子包みおにぎり
- * 油揚げの鶏ひき肉詰め
- * わかめと野菜のサラダ
(にんじんソース)
- * ネギの和風スープ

**スタミナ満点
夏朝食セット**



- * きんこの伊勢ほうじ茶がゆ
- * 夏野菜の豆乳入りみそ汁
- * UFO ズッキーニの目玉焼きあおさあんかけ
- * ところてん きな粉がけ

**めし上がれ！
つ乃めぐみ朝ごはん**



- * にっこり！
しらすと小松菜のおむすび
- * ほっこり！大豆のサラダ
- * しっかり！津ぶっこスープ
- * すっきり！スムージー

**コロナに打ち勝て！
免疫力アップ朝食**



- * 玄米を使ったおにぎり
- * モロヘイヤとトマトの
和風カプレーゼ
- * 栄養たっぷり豚汁
- * ブルーベリーヨーグルト

**朝からキッシュが食べれて
幸せモーニング**



- * 食パンキッシュ
- * ベーコンと玉ねぎの
コンソメスープ
- * トマトのカップサラダ
- * フルーツ添えヨーグルト

**「あっさり」だけど「しっかり」！！
夏を感じる三重の朝ごはん**



- * 五色の混ぜこみおむすび
- * 夏野菜のネバネバスープ
- * 苦みを減らした
ゴーヤチャンプルー
- * 温野菜と豚肉のぼん酢がけ

**三重の恵みにありがとう！
海辺のキラキラカフェモーニング**



- * はまちの照り焼きライスバーガー
- * ほんのり磯が香る
あおさとしらすのオムレツ
- * ブルーベリーヨーグルト
スムージー
- * 夏野菜のチョップドサラダ

施策③ 相談対応の充実

施策の取組方向

県民からの食の安全・安心や食品表示に関する相談等に迅速に対応します。

施策の実施状況

- 県民や食品関連事業者からの食品衛生、食品表示、健康食品に関する身近な質問に回答するとともに、不適正な食品表示や食品が原因で生じた疑いがある健康被害の申出に対する助言や調査、指導を実施しました（相談件数：食品安全課 26 回、健康推進課 47 回、保健所 496 回）。
- 県民の食に関する合理的な選択を支援するため、消費生活相談に寄せられた食品表示に関する相談に対する助言や、食の安全・安心に関する質問に対する回答を、関係部署と情報共有し連携して対応しました（くらし・交通安全課 21 回、農産物安全・流通課 35 回）。

課 題

- 食品衛生、食品表示及び消費生活に関する相談や県民からの食の安全・安心確保に関する施策の提案に適切に対応していく必要があります。

今後の対応

- 県民や食品関連事業者からの食品衛生、食品表示及び消費生活に関する相談対応ならびに県民からの食の安全・安心確保に関する施策提案について、関係機関と連携し、適切に情報提供を行うとともに迅速に対応します。

【基本的方向3 トピックス】

学生が食品関連事業者の取組を調査しました！

食品関連事業者による食の安全・安心確保や食品の安定供給のための取組について、鈴鹿医療科学大学医療栄養学科の学生と連携して調査しました。

視察訪問1 <精米> 株式会社 ミエライス (津市)

…異物混入対策として、さまざまな選別機を使つてのチェックや異臭判定士の有資格者による官能評価を実施



学生の感想

- 実際に工程途中ではじかれる異物を見て、厳しい工程管理により安全性が保たれていることを学んだ。
- HACCP導入制度化前からの自主的な取組やSDGsの取組等、進化し続ける柔軟性の大切さを学んだ。

視察訪問2 <直売所> 高野尾花街道 朝津味 (津市)

(株式会社フューチャー・ファーム・コミュニティ三重)

…生産者から品目ごとの防除履歴(使用した薬剤名、希釈倍率、使用時期、回数、対象の病害虫・病気、農薬散布日)を提出してもらうことで、農薬の適正使用を確認



学生の感想

- 食材の傷みをこまめに確認し、バックルームに戻す徹底した食材管理や、名前・産地・販売者・販売所・価格等が表示されたラベル貼付等、購入者が安心して買うための取組を学んだ。

視察訪問3 <小麦粉> 平和製粉 株式会社 (津市)

…国産小麦のみ取り扱い、少量生産の小麦も取り扱うことで多様な需要に対応



学生の感想

- 工場内は機械を掃除しやすいように部屋を分けて設計し、衛生管理方法を工夫することで従業員の負担や衛生面のリスクを軽減していることを学んだ。

<共通>…工場等の衛生管理には、従業員が働きやすい環境を整えることも大切

学生の感想

- 食品安全に留意した方法を事業者ごとに工夫し、徹底して取り組むことで、私たちの安全・安心が確保されていることを学んだ。

基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開

【実施すべき施策】

- ①人材の育成
- ②相互理解の増進
- ③関係者との連携及び協働
- ④県民運動の展開

(1) 基本的方向4の取組方向

県民、食品関連事業者、NPO、地域の団体、学校等の多様な主体が相互理解を深め、連携及び協働して食の安全・安心確保に取り組む県民運動を進めます。

(2) 令和4年度の取組状況

施策① 人材の育成

施策の取組方向

食の安全・安心の確保のため、高い専門性と実践的な知識や高い倫理観を有した人材を養成します。

施策の実施状況

【食品等事業者】

- 食の安全・安心確保について、高い専門性と実践的な知識や高い倫理観を有する人材を育成するため、新型コロナウイルス感染症予防対策を取りながら食品等事業者、消費者、と畜場従事者を対象とした食品衛生や食品表示に関する講習会を開催しました（390回、9,272名）。また、監視指導に併せて個別に対応を行い、食品等事業者の食品衛生管理や食品表示に関する知識の向上を図りました。
- 食品等事業者団体と連携し、食品衛生責任者の新規養成（25回、951名）や食品衛生指導員の知識向上のための講習会（14回、736名）を開催しました。
- 「みえの食」の将来を担う人材を確保・育成するため、「みえ食の“人財”育成プラットフォーム」と連携し、ISO-HACCP（7回連続講座27名）や食品衛生7S[※]（入門編33名、発展編42名）の研修事業を実施しました。
- 食品関連産業で活躍したいと考える人材（学生・生徒）と企業をつなぐ取組として、コラボ商品の開発（3件）、食品関連産業に特化したインターンシップ（2社、10名）、出前講座（10件）を実施しました。



（産学連携事業 インターンシップの様子）

【学校給食関係者】

- 学校給食における食中毒発生やアレルギー事故の防止を徹底するため、市町担当者会や栄養教諭・管理職を対象とした講習会において、アレルギー対応等の情報を共有し注意喚起しました。
- 学校給食衛生管理基準の趣旨徹底を図るため、県及び市町等教育委員会の指導主事、退職栄養教諭の指導者を学校給食施設へ派遣し、同基準施行後の状況調査を実施するとともに、衛生管理の徹底を図るための改善指導を5施設（単独調理場）で行いました。

【GAP指導員等】

- GAPの認証取得をめざす生産者の掘り起こしや認証取得に向けた指導・支援ができる指導者を育成するため、普及指導員やJA営農指導員を対象に、GAP指導員基礎研修を開催し（2回）、県内の「GAP推進指導員」を確保しました（総指導員数202名）。
- 農場HACCP認証の取得・更新を指導する人材を育成するため、農場HACCP指導員研修会に普及指導員や家畜保健衛生所職員を派遣し、農場HACCP指導員5名を養成しました。

【農薬取扱関係者】

- 農薬に関する関係法令や農薬の販売、使用について正しい知識を持つ「三重県農薬管理指導士」を育成するため、新規対象者の研修と認定試験を実施し、新たに33名を認定しました（総認定者数956名）。

課 題

【食品等事業者】

- 食品等事業者は、食品衛生に対する高い専門性と最新の情報に基づく的確な取組の実施が求められることから、食の安全・安心確保に関する専門的知識の習得が必要です。
- 食品関連産業が将来にわたり成長を続けるため、魅力ある職場づくり、事業者と学生による相互理解の推進とともに、新たな価値を持つ商品の創出や新規販路の開拓に取り組める人材の育成が必要です。

【学校給食関係者】

- 安全・安心な学校給食を提供するため、引き続き、衛生管理や適切なアレルギー対応に関する学校給食関係者の資質向上が必要です。

【GAP指導員等】

- 農業生産現場におけるGAP認証の新規取得及び維持・更新、GAPの実践拡大を図るため、引き続き「GAP推進指導員」の確保・育成が必要です。
- 畜産物の安全性向上のため、農場HACCP認証の取得・更新を指導できる人材の育成が必要です。

【農薬取扱関係者】

- 農薬の販売者や使用者に対して農薬の安全かつ適正な販売や使用を推進するため、農薬について正しい知識を持ち指導することができる「三重県農薬管理指導士」の育成が必要です。

今後の対応

【食品等事業者】

- 食品等事業者が食品の衛生的な取り扱いや専門的な知識を習得できるよう、食品衛生責任者や食品衛生指導員の養成、知識向上のための講習会を開催します。
- 新たな価値を創出できる人材の育成や食品関連産業に従事する若者を確保するため、「みえ食の“人財”育成プラットフォーム」と連携し、食品衛生の研修会や食品関連事業者と学生との交流会（サロン）の開催、産学コラボ商品の開発、インターンシップ事業を実施します。

【学校給食関係者】

- 衛生管理、異物混入防止及びアレルギー対応について、学校給食関係者の資質向上を図るため、対象者別に「学校給食の安全と充実に向けた講習会」を開催します。
- 「学校給食の衛生管理等に関する調査研究」事業（文部科学省）を活用し、三重県内の学校給食施設を調査し、施設の改善を指導します。
- 適切なアレルギー対応や緊急時対応の体制整備を推進します。

【GAP指導員等】

- 「GAP推進指導員」の確保・育成を図るため、JGAP指導員基礎研修等を開催するとともに、JA子会社や農業高校でのGAPの認証取得にかかる内部監査の機会を活用した資質向上研修会を開催します。
- 農場HACCP認証の取得・更新を指導できる人材を育成するため、普及指導員や家畜保健衛生所職員に対して農場HACCP指導員研修会の受講を推進します。

【農薬取扱関係者】

- 「三重県農薬管理指導士」の育成・確保を図るため、農薬の販売者や使用者に対して、農薬に関する関係法令や販売、使用に関する専門的な知識を習得するための研修会を開催します。

施策② 相互理解の増進

施策の取組方向

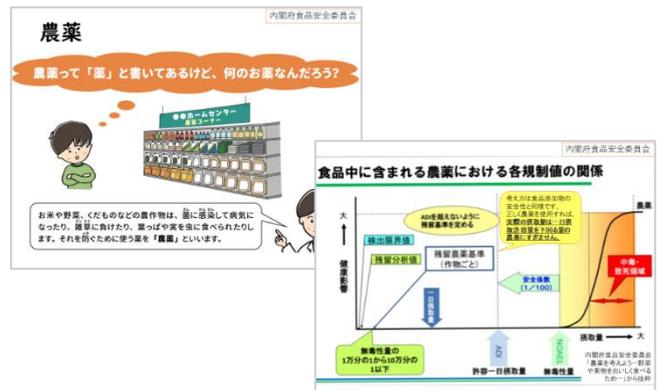
食に関する全ての関係者が相互理解を深め、信頼関係を構築できるように、各種交流会や勉強会、セミナー等リスクコミュニケーション[※]や相互交流の機会の確保に努めます。

施策の実施状況

- 県民、食品関連事業者等及び県が、食の安全・安心やリスクへの対応に向けた正確な情報の共有と相互理解を深めるため、対面によるリスクコミュニケーションを実施しました（22回、445名）。
- 人や社会、地域、環境を思いやる視点について消費者の理解を深め行動変容を促すため、「みえエシカル消費普及セミナー」を開催しました（1回、78名）。
- 県民の食の安全・安心について理解促進と意識向上を図るため、「みえ出前トーク」や関係団体と連携した研修会を実施しました（「みえ出前トーク」2回、29名、「食の安全・安心研修会」1回、51名）。

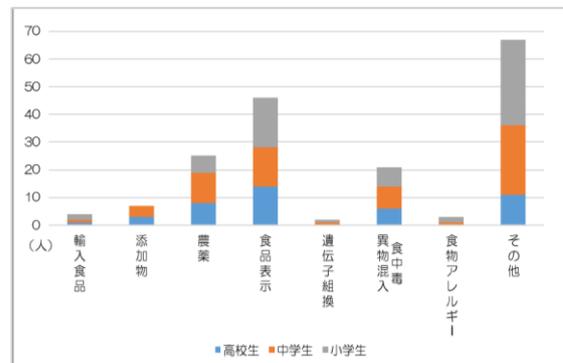
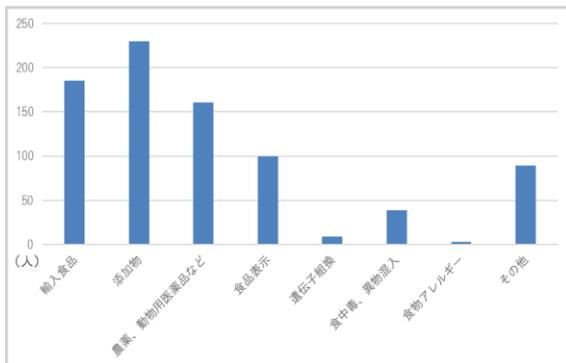


「みえエシカル消費普及セミナー」
パネルディスカッションの様子



（「みえ出前トーク」農業に関する資料）

- 県民の食の安全・安心に関する意識を把握するため、意識調査を実施しました。その結果、食品の安全性のうち、食品添加物使用や輸入食品の安全性、農薬や動物用医薬品の残留について県民が不安に感じていることがわかりました。



意識調査結果「食品を安心して食べるために知りたいことについて」
一般向け（グラフ左）と子ども向け（グラフ右）の各調査結果

課 題

- 県民、食品関連事業者等及び県が、互いに食品衛生や食品表示に関する情報提供や意見交換を継続して行い、食の安全・安心確保に関する正しい知識を共有し、相互理解を深める必要があります。
- 食品の安全性についての意識調査で関心の高かった、食品添加物や輸入食品及び農薬・動物用医薬品について、重点的に県民の知識の習得と理解を深める必要があります。

今後の対応

- 県民、食品関連事業者等及び県が、食品衛生や食品表示に関する正しい知識を共有し、相互理解を深められるよう、意見交換会や研修会を開催するなどリスクコミュニケーションの機会を創出します。
- 食品添加物、輸入食品及び農薬・動物用医薬品に関する正しい知識の習得と理解を深めるため、「みえ出前トーク」においてリスクコミュニケーションや相互交流の機会を設けます。

施策③ 関係者との連携及び協働

施策の取組方向

県民、食品関連事業者、これらの者により構成される団体と連携及び協働して、施策を推進します。

施策の実施状況

- 食品等事業者に対して衛生管理の指導及び食品衛生の普及を図るため、食品衛生指導員と連携し、巡回指導を実施しました。また、食品衛生指導員対象の食品表示講習会を開催し（13回）、関係団体会員へ適正な食品表示を啓発するとともに、会員活動を通じた食品等事業者への周知を図りました。
- 県民が健康食品の表示について正しく理解し活用できるよう、対象者に応じた教育媒体による教育に取り組みました。また、地域での教育機会を増やすため、健康食品表示のマニュアルを作成し提供しました。
- 県民が自身の健康や食生活について正しい知識と理解を深めるため、関係団体と連携し、オンライン配信を活用した「食の安全・安心研修会」を開催しました（1回、51名）。

課 題

- 食品等事業者が「食品衛生法」、「食品表示法」、「景品表示法」等関係法令を遵守することが必要です。
- 県民が「食品表示法」に基づく栄養成分表示や、機能性表示食品の表示を正しく理解し活用できるよう、啓発・教育が必要です。

- 食の安全・安心確保に関する取組を推進するためには、継続的に多様な主体と連携・協働して施策を推進することが必要です。

今後の対応

- 食品等事業者による「食品衛生法」、「食品表示法」、「景品表示法」の遵守に向け、食品等事業者団体と連携してわかりやすい周知に取り組みます。
- 県民一人ひとりの健康課題の解決に向け、適切に食品を選択できるよう、栄養成分表示の啓発や学習機会の提供に取り組みます。
- 県民、食品関連事業者・団体と連携及び協働しながら、食の安全・安心に向けた施策を推進するため、県民や食品関連事業者・団体を対象とした「みえ出前トーク」や「食の安全・安心研修会」を開催します。

施策④ 県民運動の展開

施策の取組方向

多様な主体が食の安全・安心に対する価値観を共有し、食育を通して食の安全・安心確保に取り組む県民運動がさらに発展するよう、積極的に行動していきます。

施策の実施状況

- 食の安全・安心確保に取り組む県民運動の発展に向けて、「食の安全・安心の取組紹介」に登録申請のあった、消費者団体・グループや食品関連事業者（26件）の取組内容を県ホームページで紹介しました。

課題

- 食の安全・安心確保に取り組む県民運動の発展に向け、消費者団体や食品関連事業者等の主体的な取組を県民に広く周知することが必要です。

今後の対応

- 消費者団体や食品関連事業者等の食の安全・安心に関する主体的な取組を支援するため、啓発資料を提供するとともに、県民に向けて県ホームページ等を通じた団体等の情報発信に取り組みます。

【基本的方向4 トピックス】

産官連携による県民向け食の安全・安心研修会を開催しました！

県民が食の安全・安心について理解を深め、県や事業者の取組への関心を高められるよう、三重県生活協同組合連合会との共催により、オンライン配信を活用した食の安全・安心研修会を開催しました（参加者51名、うち会場12名、オンライン39名）。

研修会では、内閣府食品安全委員会事務局の藤田リスクコミュニケーション官が講師を務め、昨今の若年層におけるエナジードリンクや錠剤でのカフェイン過剰摂取を鑑み、テーマを「食品安全の基本とカフェインについて」として、食品安全の仕組みやカフェインの適正摂取量についての講義が行われました。

参加者からは「何かを避けたり、同じものを食べ続けたりせず、バランスよく適量食べることが大切だとわかった。」「講義を受けて、体に影響がある物質の有無ではなく、何ごととも量が大事かつ個人差があることを知った。」「自己管理の大切さ、やみくもに不安に思う必要はなく、正しい情報を知ることが何より大事だと思った。」等の意見があり、多くの理解を得ることができました。

また、本研修会の主なターゲットであった若年層の参加が、全体の約半数という結果となり効果的な啓発につなげることができました。

引き続き、意識調査や「みえ出前トーク」の結果をもとに、県民への効果的な学習機会の提供に取り組めます。

カフェイン

カフェインの効果は？
カフェインの適切な摂取量は？

三重県 食の安全・安心研修会

テーマ 「カフェインについて考えよう！」

参加費無料

近年では特に若年層での（エナジードリンクによる）カフェインの過剰摂取が気になるようです。カフェインが身体へどのような影響を与えるか、適切な摂取量はどのくらいなのか、みんなで一緒に学びませんか。

日程 2022年12月3日土
10:15～11:45

講師 内閣府 食品安全委員会事務局
リスクコミュニケーション官
藤田佳代氏

会場 アスト津 会議室1 & リモート (Zoom)

定員 会場30人程度、リモート100人まで (Zoom)

申込 2022年11月30日迄 ※お申し込みは下記まで

主催 三重県、三重県生活協同組合連合会 (食と健康の推進)

インターネットでのお申し込みは
【三重県生活協同組合連合会 / 申込フォーム】 <https://form.os7.biz/f/610f604a/>

お電話でのお申し込みは
生活協同組合コープのみ 相談窓口受付時 tel.059-271-6509 三重県生活協同組合 事務局 tel.059-230-7730
みえ生活協同組合 事務局受付時 tel.059-213-8688 三重県生活協同組合 事務局 tel.059-231-1103



（会場とWebによる講義の様子）

（食の安全・安心研修会 募集チラシ）

【資料編】用語解説 (あ行)

「IPM」

IPM (Integrated Pest Management) (総合的病害虫・雑草管理) とは、利用可能なあらゆる病害虫・雑草管理を、その防除効果と人や環境へのリスクから総合的に判断して、「予防」、「観察」、「防除」の3段階に分けて実施する手法です。

「予防」とは、病害虫・雑草の発生を最小限にするため、前作での発生状況や予察情報で注意喚起された病害虫・雑草に注意することです。

「観察」とは、病害虫・雑草の発生の有無や、発生程度、発生場所について調査することです。

「防除」とは、観察の結果をふまえて、経済的な損失や病害虫の伝搬を防ぐため必要と判断した病害虫・雑草管理を実施することです。

「エシカル消費」

「エシカル」とは、「倫理的な、道徳的な」という意味の言葉です。

より良い社会に向けて、地域の活性化や雇用等を含む人や社会、地域、環境に配慮した消費行動のことをいいます。

(か行)

「GAP推進指導員」

生産現場でのGAPの普及推進に向けた指導に必要な知識を習得するための研修を受講し、GAPに関する生産者への3件以上の指導実績を有する者です。

県内では、普及指導員や営農指導員が「GAP推進指導員」として活動し、生産者や産地によるGAPの実践活動を支援します。

「科学的知見」

実証的なデータ、学会で認められた学説、学術的論文をいいます。

「環境保全型農業直接支払交付金」

農業生産にともなう環境への負荷を減らすとともに、地球温暖化の防止や生物多様性の保全に効果の高い農業生産活動に取り組む生産者を支援するための国の交付金事業です。

「キャベツ根こぶ病 A I 土壌病害診断」

キャベツ根こぶ病 A I 土壌病害診断は、キャベツ根こぶ病の「発生しやすさ」を予測する技術です。

作付け前の圃場の土について、病原菌密度、土壌理化学性、圃場の排水性、他の自圃場での発生状況を調査し、その測定値を A I で解析して予測精度を高めています。

作付け前に「発生しやすさ」を予測できることで、予測の結果に合わせた対策技術を実施できることとなり、本病による被害の抑制と過剰な対策を回避することが可能となります。

「危機管理統括監」

知事の命を受けて危機管理に関して全庁を統括する役職で、危機が生じた場合、又は生じるおそれがある場合における緊急的対応に関する事務について、部長その他の職員を指揮監督します。

「景品表示法」

「不当景品類及び不当表示防止法」（昭和 37 年法律第 134 号）の略称。商品やサービスの品質、内容、価格を偽って表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額を制限することにより、消費者がより良い商品やサービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守ることを目的としています。

「高病原性鳥インフルエンザ」

鳥インフルエンザのなかでも、鶏が感染した場合に、高率で死亡するようなものを高病原性鳥インフルエンザといいます。その原因となるウイルスは高病原性鳥インフルエンザウイルスといいます。高病原性鳥インフルエンザウイルスとしては、A/H5 亜型のものと A/H7 亜型のものが知られています。

「合理的な選択」

本報告書では、正確な食品の情報、表示により、県民のニーズに基づく選択ができることをいいます。

「国際水準 G A P」

G A P（Good Agricultural Practice）（農業生産工程管理）とは、農薬の使い方、土や水の生産を取り巻く環境、農場で働く人の状況や、あらゆる工程を記録・点検・改善して、安全な農産物の生産につなげる取組のことです。

国際的な標準取組基準である「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「人権保護」、「農場経営管理」を満たす G A P を国際水準 G A P とされています。

「米トレーサビリティ法」

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（平成 21 年法律第 26 号）の略称。生産者を含む米穀取扱事業者が米や一部の米加工品の取引を行った場合、記録の作成と保存を義務付けている法律です。このほか、生産者から消費者まで、米の産地情報を伝達することも義務付けています。

「コンプライアンス」

法律や社会的な通念を守ることをいいます。「法令遵守」と訳されます。

（さ行）

「GLP」

GLP（Good Laboratory Practice）とは、試験検査の精度確保確認のための標準作業手順法です。

「収去検査」

法に基づく食品の検査を「収去検査」といいます。収去検査は原則、抜き打ちで実施します。

「食品衛生法」に基づく収去検査は、食品の安全性を確保することを目的として、食品に含まれる農薬、動物・水産用医薬品、食品添加物、微生物の量を調べています。

「飼養衛生管理基準」

「家畜伝染病予防法」に基づき、国が定めています。家畜（牛、豚、鶏、馬等）の伝染性疾病の発生の予防やまん延を防止するため、病原体の侵入防止や家畜の異常発見時の対処等について、家畜の所有者に遵守が義務づけられている衛生管理の基準です。

「食育」

さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

「食品衛生 7 S」

「整理・整頓・清掃・洗浄・殺菌・しつけ・清潔」を指します。

工場で、衛生環境を保つために取り入れられるようになった「5 S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）」をさらに発展させたものです。食品工場では、食中毒予防の観点から、微生物レベルの清潔さが必要であり、5 Sに「洗浄」と「殺菌」の2つを追加して「食品衛生 7 S」とされています。食の安全を守るための必須条件といわれています。

「食品衛生指導員」

県内には一般社団法人三重県食品衛生協会から委嘱された食品衛生指導員が約 1,500 人おり、食品衛生思想の普及啓発や食品等事業者に対する巡回指導、相談をはじめ、広く食中毒防止の啓発に努めるとともに、行政と連携、協力した業務を行っています。

「食品衛生責任者」

「食品衛生法」に定められた飲食店や食品製造業の営業者は、食品の安全確保のため施設又はその部門ごとに、食品衛生責任者を定めて置かなければなりません。食品衛生責任者は、食品取扱施設の衛生確保、衛生的な食品の取扱い及び従業員の衛生教育を行います。

「食品衛生法」

「食品衛生法」（昭和 22 年法律第 233 号）は、食品の安全性確保と飲食での衛生上の危害発生を防止することにより国民の健康を保護することを目的としています。

食品及び添加物、器具及び容器包装、表示及び広告、監視指導、検査、営業について定めています。また、有害食品の販売禁止や食中毒の防止についても定めています。

「食品関連事業者等」

条例第 2 条第 1 項第 4 号で定義している「食品関連事業者」（食品等又は肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材の生産、輸入、加工、調理又は販売その他の事業活動を行う事業者）とその事業者により構成される団体です。

「食品等事業者」

食品関連事業者のうち、条例第 2 条第 1 項第 3 号で定義している「食品等」（食品ならびに添加物（「食品衛生法」第 4 条第 2 項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第 4 項に規定する器具をいう。）、容器包装（同条第 5 項に規定する容器包装をいう。）及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物をいう。）を生産、輸入、加工、調理又は販売その他の事業活動を行う事業者です。

「食品の衛生管理指標」

「食品衛生法」に基づく「食品、添加物等の規格基準」で定められた成分規格基準以外に、食品等事業者に対する衛生指導及び助言、ならびに食品等事業者の自主衛生管理推進のために定めた指標のことです。この指標に基づき、県内で製造、加工、流通する食品の衛生向上を図り、食の安全・安心を確保することとしています。

「食品表示法」

平成 27 年 4 月施行の「食品表示法」（平成 25 年法律第 70 号）は、「食品衛生法」、「JAS 法」及び「健康増進法」の各法律の食品の表示に関する規定を統合した法律で、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度です。

「食糧法」

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成6年法律第113号）の略称。用途が限定された米穀（新規需要米・加工用米）については、定められた用途以外に使用・販売してはならないことや、米穀の用途別の管理に関し、米穀出荷販売事業者が守るべきルールが定められています。

「水産エコラベル」

持続可能で環境に配慮していると認証された漁業から生産された水産物（認証水産物）が、流通・加工の過程において非認証水産物と混ざることなく消費者に届くようにすることを目的とした認証スキームです。

「生産資材」

農薬や動物用医薬品、飼料、肥料等の農業資材や、水産用医薬品、養殖水産動物用飼料等の養殖用資材のことをいいます。

「生産履歴の記帳」

生産現場において、栽培方法、資材の使用履歴の日々の工程を記録することをいいます。

（た行）

「DNA検査」

DNAは「デオキシリボ核酸」の略称で、遺伝子の本体として生物内に存在する物質です。DNA検査はDNAを分析することにより種や品種の特定を行う検査です。

「地域登録検査機関」

「農産物検査法」に基づき農産物検査を実施する機関として、農林水産大臣又は都道府県の登録を受けた法人を登録検査機関といいます。そのうち、農産物検査を行う区域が一つの都道府県であるものを地域登録検査機関といいます。

「適正施肥の手引き」

県内の主要農作物のうち、代表的な作型について、地力中庸（その土地がもつ植物を育てる力の平均値をいう。）な土壌及び気象条件を前提に、目標とする収量・品質を確保するために必要な肥料分量の目安を示したものです。

(な行)

「農産物検査法」

「農産物検査法」（昭和 26 年法律第 144 号）は、農産物（米穀、麦、大豆等）の公平かつ円滑な取引と助長することを目的として、登録検査機関が生産者からの請求により、品種・量目・品位等を確認し、格付を行う農産物検査の手法等を定めています。

平成 28 年 4 月から、地域登録検査機関に対する登録及び指導監督等の事務・権限は国から都道府県に移譲されました。

「農場 HACCP」

農場 HACCP は、畜産農場における衛生管理を向上させるため、農場に HACCP の考え方を取り入れ、危害要因（微生物、化学物質、異物）を防止するための管理ポイントを設定し、継続的に監視・記録を行うことにより、農場段階で危害要因をコントロールする手法です。

「農場 HACCP 認証」

平成 21 年 8 月に農林水産省が公表した、「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準（農場 HACCP 認証基準）」を満たすことを公益社団法人中央畜産会等が審査し、認証します。

なお、認証農場においては、一定期間毎に認証更新のための審査を受けることにより、認証の有効性が確保されます。

「農用地土壌汚染防止法」

この法律は、農用地の土壌の特定有害物質による汚染の防止及び除去ならびにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るために必要な措置を講ずることにより、人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的としています。

本法では、全国での統一的な調査結果が必要として、都道府県知事に農用地の土壌汚染の状況について常時監視することが義務付けられています。

(は行)

「HACCP」

HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) (危害分析重要管理点) とは、製造工程の各段階で発生する危害を分析し、どの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを継続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理手法です。「ハサップ」と呼ばれています。

「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」

消費者が安心して購入できるよう、環境に配慮した生産方法及び食の安全・安心を確保する生産管理の実施により栽培した農畜林産物及び加工品について、その生産方法や栽培履歴を第三者機関が確認し、要件を満たした生産物にみえの安心食材マークを表示する三重県独自の制度です。

「病害虫発生予察情報」

病害虫防除所が農産物に被害を与える病害や害虫に関して発生状況の報告や注意喚起のために発表する情報です。病害虫の発生の時期、程度を予測して、被害の発生程度の大きさにより予報、警報、注意報が発表されます。また、県内初の病害虫の発生が確認された時には、特殊報を発表しています。

「病害虫防除の手引き」

県内で栽培されている主要な農作物の病害虫を防除するために県が作成した病害虫防除のためのガイドラインです。

「不当商取引指導専門員」

不当な商取引行為を行う事業者に対して調査・指導を実施する会計年度任用職員です。事業者からの聞き取りや記録確認等を行うにあたって必要な知識・技術を有することを条件とし、年度ごとに2名任用しています。

「豚熱」

豚及びいのししが感染するウイルス性の病気で、人に感染することはありません。強い伝染力と高い致死率を特徴とし、治療法はありませんが、有効なワクチンがあります。畜産業界へ大きな影響を及ぼす家畜伝染病の一つです。

（ま行）

「三重国際水準GAP支援制度」

国際水準GAPの認証取得をめざす生産者を対象に、県が生産者の実施するGAPの取組に対する現地確認や改善提案を行い、生産者による国際水準GAPの認証取得や実践の取組をサポートします。

「三重県食育推進計画」

「食育基本法」（平成17年法律第63号）に基づき、県民の心身の健康と豊かな人間形成を目的として、食に関する知識と食を選択する力を習得し、望ましい食生活の実践に向けて、三重県の取り組むべき方針を定めたものです。令和3年3月に策定した第4次計画（計画期間令和3年度から令和7年度まで）においては、豊かな「生活」、「地域」、「環境」を支える食育の推進に取り組むこととしています。

「三重県農薬管理指導士」

農薬販売者、ゴルフ場における農薬使用管理責任者、造園業者の委託を受けて農薬による防除を行う者を対象としています。対象者による農薬の販売、使用に関する資質の向上を図るため、県が実施する農薬に関する専門的な研修を受講し、試験に合格することを認定条件としています。認定者は、農薬の適正使用に関して指導的役割を担います。

「三重県農薬情報システム」

最新の農薬の使用法の農薬情報や、県が作成した病虫害防除に関する技術情報をインターネット上で公開するものです。パソコンやスマートフォンがあれば、誰でも閲覧・検索が可能です。

URL：<https://www.nouyaku-sys.com/nouyaku/user/top/mie>

「三重県版きのこ品質・衛生管理マニュアル」

県産きのこ類の生産現場において、「食の安全・安心の信頼の確保」、「自然資源の有効利用、リサイクル資材の使用」等の人と自然に配慮した取組を行う際の参考になるように、「顧客満足の実現をめざすISO9001品質マネジメントシステム」及び「健康危害防止をめざすHACCPシステム」の考え方を一部取り入れた、三重県独自のきのこ類の品質・衛生管理マニュアルです。

「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」

食肉の猪肉や鹿肉の衛生管理や品質の確保については、「と畜場法」にある解体処理の基準がないこと、捕獲方法と品質の関係が整理されていないことから、食品安全マネジメントシステムに準じ、関係法令の遵守や捕獲から解体処理、流通に至る具体的な方法を定めたマニュアルです。平成31年3月16日に施行しました。

「みえジビエフードシステム登録制度」

「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」に沿った野生獣肉であることを明確にするため、野生獣肉を取り扱う解体処理施設・加工品製造施設・飲食店・販売店を対象に登録基準に適合する施設及び事業者に加え、捕獲者、解体処理者、みえジビエを普及推進する人材を登録する制度です。平成31年3月16日に施行しました。

「みえ地物一番給食の日」

三重県では、毎月第3日曜日の前後1週間の中で「みえ地物一番給食の日」を設定し、各学校における地場産物を活用した学校給食や食育の取組を進めています。

取組の強化月間を6月（食育月間）と11月の2回とし、「みえ地物一番給食の日」を意識した取組の定着を図っています。

「三重の新たな米協創振興会議」

三重県が開発した「三重 23 号」を生産段階から流通段階を通して、三重の米のブランドとして作りあげていくために、水稻生産者の代表、生産者団体、米穀流通販売事業者、市町、県関係機関等で構成する会議体です。

「みえのカキ安心システム」

みえのカキを消費者がより安心して食べられるよう、①浄化時間の徹底、②採取海域情報に応じた取扱い、③H A C C P 手法に基づく作業手順の徹底、④作業従事者のカキ衛生講習会の受講、⑤自主管理・相互確認の徹底、の5つについて特に重点管理を行い、養殖・加工を行うシステムです。

「三重の米行動指針ライスプロミス6」

県内の米関連団体で構成する「みえの米ブランド化推進会議」が定めた行動指針です。

消費者との6つの約束とは、①安心して食べられる美味しい米づくりに取り組みます、②自然にやさしい米づくりに取り組みます、③多様なニーズに即応できる米づくりに取り組みます、④米づくりへの熱い思いを伝えます、⑤誇るべき美しい三重の田園風景を守ります、⑥消費者とともに食育に取り組みます、というものです。

「みえフードイノベーション」

三重県の「食の魅力」を生かすため、生産者・事業者・大学・行政が連携し、県内の農林水産物を活用した新たな商品やサービスを開発する取組です。

「無人マルチローター」

複数のプロペラを有する飛行体です。通称「ドローン」とも呼ばれています。

（や行）

「有機 J A S」

「J A S 法」に基づき有機 J A S 規格に適合した生産が行われていることを登録認証機関が検査し、その結果認証された事業者には有機 J A S マークの使用を認める制度です。

農産物及び農産物加工食品は、有機 J A S マークが付されたものでなければ「有機〇〇」や「オーガニック△△」等の名称を表示することはできません。

「養殖生産工程管理手法」

養殖生産工程管理手法（Good Aquaculture Practice 手法（G A P 手法））とは、養殖水産物の食品安全の確保を目的に、養殖業者自らが管理のポイントを整理し、それを実践・記録し、記録を点検・評価し、養殖生産の改善に活用するという一連の管理手法です。

(ら行)

「リスクコミュニケーション」

本報告書では、行政、食品関連事業者、研究者、県民が食品のリスクや食の安全・安心に関する情報及び意見を交換し、相互の信頼を築き理解し合うために対話を進めていくことをいいます。

食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書
(令和4年度版)

令和5年9月発行

三重県農林水産部農産物安全・流通課
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
電話 059-224-3154 FAX 059-223-1120
ホームページ <http://www.pref.mie.lg.jp/shokua/hp/>